

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○議長（齋藤邦夫君） おはようございます。

定足数に達しましたので、直ちに本日の会議を開きます。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎一般質問

○議長（齋藤邦夫君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、一問一答方式により行います。

議員各位並びに当局は、簡潔な質問・答弁に留意され、実質的な審議を尽くされますようお願いをいたします。

質問項目が複数ある場合には最初一括して質問し、2回目からは項目ごとに質問するか、または一括して質問するかは、質問者の裁量で質問していただくことにいたします。

なお、一般質問時間は答弁を含めて60分以内といたします。

質問は一般質問者席についてから開始し、終了時間は議長からお知らせをいたします。

よろしくお願いいたします。

順番に発言を許可いたします。

9番、鈴木好行君の一般質問を許可いたします。

9番、鈴木好行君。

[9番 鈴木好行君 登壇]

○9番（鈴木好行君） それでは、通告書に基づいて一般質問いたします。

はじめに、第七次振興計画が平成28年にスタートして今年で4年目を迎えます。当初計画では、今年がPDCAサイクルにおけるチェック、評価・検証の年度にあたります。そこで各項目において、現時点での評価・検証の進み具合と、それぞれの検証方法をどのように実施されているのかお伺いします。また、それぞれの検証結果を受け、施策の見直しや改善策を実施するという計画になってございます。次年度の政策に反映することができるのか。さらにその方法はどのように考えていらっしゃるのか町長の考えをお伺いします。

次に、9月議会の時もお伺いしましたが、今後、道の駅の開設や交流人口の拡大に向けて、地域文化や伝承製品の継承や商品化は急いで取り組むべき課題だと認識しています。ところ

が、町の現状は山菜やきのこ等で収入を得ている人が減少し、且つ、高齢化しています。このままでは原材料の確保、また特産としての商品化もできないと思われませんが、町としてどのような対策をお持ちでしょうか。また、同様に、つる細工やまたたび細工等の担い手の育成。今後、商品化していくために新たな支援策が必要と思われませんが、町長の考えをお聞かせください。第七次振興計画の中で、地域の資源を有効に活用して産業振興させることが極めて重要な取り組みだと謳っています。ところが、現状は、振興どころか、年々寂しくなる一方ではないでしょうか。今一度、政策を見直し、観光資源の活用を支援し、地域経済の活性化と交流人口の拡大を図るべきと考えますが、町長の考えをお伺いします。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

〔町長 菅家三雄君 登壇〕

○町長（菅家三雄君） おはようございます。

9番、鈴木好行議員のご質問にお答えをいたします。

はじめに、第七次振興計画の前期評価、検証についてであります。項目ごとにお答えをいたします。

まず、評価と検証の実施方法と実施状況についてであります。振興計画書に記載がありますとおり、行政自らが行うとともに、策定本部の専門部員を中心に、事業の進捗とそれぞれの成果、満足感等を確認することとなっております。今般、評価・検証を行うために専門部会評価検証会議を2回開催し、また町民の皆様のご意見をいただくため、町民アンケートを実施いたしました。既に専門部会の評価検証作業は終了しており、町民アンケートの集計と併せて報告書も提出されております。

次に、評価・検証結果を受け、施策の見直しや改善策を実施するとしているが、次年度の施策に間に合わせて反映できるかについてであります。まずは評価・検証結果を踏まえ、担当部署において早急に検討を行うこととしておりますので、その結果により早期に対応しなければならないものについては、次年度の予算措置を考えてまいります。また、令和3年度以降につきましても、状況把握に努めながら適切な計画執行、事業実施に向けて取り組んでまいります。

次に、見直しや改善が必要と思われる施策の実施方法について、どのように考えているかについてであります。振興計画には様々な施策や事業が掲載されています。それぞれの取

組みが全て同じ状況ではありませんので、まずは担当部署において見直し、改善策を検討し、早急に対応すべき事業については直ちに取組みたいと考えております。また、各種団体等と連携をして行う事業などについては、協議を重ねながら見直し、改善を進めてまいります。

次に、地域文化、伝承産業の担い手育成と支援についてのご質問であります。項目ごとにお答えをいたします。

まず、山菜やきのこの採取が高齢化等で少なくなり、特産品の原材料の確保ができないことに対策はあるかのご質問であります。地域住民の高齢化の進行に加え、平成23年原発事故以来、山菜やきのこの等については現在でも一部に国の出荷制限があり、出荷制限が解除されている山菜やきのこの等であっても県の出荷前検査により安全確認後に出荷しなければならない手間と時間が掛かることも要因し、山菜きのこの採取量の減少傾向にあることは否めない状況であります。今年度から町民の負担軽減と早期出荷につながるよう出荷前検査の検体採取を町が委託して行うなど対策をとっておりますが、引き続き県とも協議しながら出荷前検査の簡素化や町民の方にも検体の早期提供の協力をいただき、旬の時期により多くの山菜きのこの等が出荷できる環境づくりに努めてまいります。

次に、つる細工についてであります。只見及び明和地区では民芸品保存会が、朝日地区では朝日マタタビクラブが活動を行っております。各地区において振興センターと団体が協力し講座開催等の活動を積極的に行っておりますが、各団体の登録者数は前年度比で増加の傾向にあります。今後の課題であります。会員の高齢化等により、つる細工などの材料確保が年々困難になっていくことを想定し、各種材料の調達状況等を調査・把握しながら栽培等による調達の可能性を検討してまいります。また、只見町だけの取組みでは限界があることから、奥会津地域での連携も視野に入れて取組んでまいりたいと考えております。担い手育成の支援につきましては、各団体と連携しながら必要かつ有効な支援策を検討してまいります。これらにより地域経済の活性化と交流人口の拡大を図るにことについてであります。つる細工は販売方法の確立が重要になると考えております。現在は、文化祭や雪まつりのほか、三島町で開催される工人まつりにも出品されておりますが、今後は、道の駅への出品など安定的な販売先の確保や情報発信について検討してまいりたいと考えております。また山菜やきのこの等につきましても安定的な確保を行い、これを活かした郷土料理等の提供を行うことにより、来て食べていただくこと、つる細工などを買っていただくことが地域経済の活性化と交流人口の拡大に寄与するものと考えております。

以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 9番、鈴木好行君。

○9番（鈴木好行君） それでは再質問させていただきます。

まず今ほどの答弁を伺いました。もう既に評価と検証、終わられているということで、今後の事業展開に期待するものでございます。そこであの、専門部会とアンケートにおいて満足感を確認することとなっていますということで検証作業終了されて、成果と満足感、どのような専門部会における満足感。また、アンケートにおける満足感。概ね、それぞれ項目は違うでしょうけれども、概ねでよろしいです。何割ぐらい達成されて、何割ぐらい満足、町民の方、持っていらっしゃるのか。それをお伺いします。

○議長（齋藤邦夫君） 地域創生課長。

○地域創生課長（星 一君） お答えいたします。

議員が今おっしゃられた内容でございますが、振興計画につきましては、ご存じのとおり体系が五つございまして、それごとに総括という形でまとめた内容をお話をさせていただきたいと思っております。

まずですね、満足度及び重要度というようなことで評価を行いまして、その中で自然と共生するまちづくりというものにつきましては、専門部会におきましては満足度は高いと、重要度についても高いというような評価。さらには、文化に根づく人づくりと学び続けるまちづくりにつきましては専門部会では満足度は高いが、重要度は低いというような、専門部会での評価でございました。住民が主役のまちづくりにつきましては部会では満足度は低い、重要度も低いというような結果でございました。住みやすいまちづくりにつきましては、満足度は低い、さらには重要度は高いというような評価でございました。働きがいのあるまちづくりにつきましては、部会では満足度が低い、重要度は高いというような評価。それ以外、そして、町民アンケートもございまして、町民アンケートのほうの評価でございますけれども、自然と共生するまちづくりにつきましては、満足度が高い、重要度も高いと。部会との同じご意見というような総体的な評価でございます。文化に根づく人づくりと学び続けるまちづくりにつきましては、町民アンケートでは満足度は高い、重要度も高いというような評価でございます。住民が主役のまちづくり。こちらにつきましても満足度は高い、重要度も高いというような評価でございます。住みやすいまちづくりにつきましては、町民アンケートでは満足度は高い、重要度も高いと。さらには働きがいのあるまちづくりにつきましては、

町民アンケートでは満足度は低い、重要度も低いというような、専門部会、直接関わられている方と、さらに町民のアンケートの中で、同じご意見の場合もありますし、そうでないと、評価が分かれるというようなこともございました。大分類というようなことでいきますと、相当、施策の大きい体系にもなりますので、そういうような評価にはなりましたけれども、さらに詳細に評価・検証結果を踏まえまして、各担当部署において、その結果を踏まえて、今後の予算編成に向けて、それを踏まえてやっていきたいというふうな考えでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 9番、鈴木好行君。

○9番（鈴木好行君） 続きまして、庁内でも検証されたということなんですけれども、庁内での検証結果で、満足度が低い、庁内の場合は満足度という形ではなかったのかもしれない。事業効果が薄かったなどと思われるような項目は、二つ三つ、挙げてみていただけますか。

○議長（齋藤邦夫君） 地域創生課長。

○地域創生課長（星 一君） 専門部会の中に、その担当の職員が入っております、そういった中で専門部会の評価があったということです。まず、専門部会の評価。それと町民アンケートの評価。両方を今回、報告をいただいたわけですが、その内容を含めて、担当部署の中で、その内容について踏まえて、今後、事業展開をしていくというような考えでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 9番、鈴木好行君。

○9番（鈴木好行君） この専門部会による検証の際の専門部員。これはあの、第七次振興計画策定にあたった専門部員全員が、この検証に参加していらっしゃるのでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 地域創生課長。

○地域創生課長（星 一君） 振興計画にも、当時、策定をされたました専門部会の名簿がございますけれども、基本的にはその方を委嘱を申し上げたいということで進めておりましたが、その、いわゆる、既に町内にいらっしゃる方であったり、また、その役職において、変更になられた方につきましては、それを委嘱替えをして、今回、専門部会として新たに委嘱をさせていただいて評価に加わっていただいたというような方法でございます。

○議長（齋藤邦夫君） 9番、鈴木好行君。

○9番（鈴木好行君） そうするとですね、振興計画、11ページに書いてあるのは、今回、計画に関わっていただいた専門部員を中心に実施すると書いてございます。役職が変わった

時に、計画に携わっていない方々が、充て職で、この専門部会において検証されたということに対して、何か、私は違和感を感じるんですけども、その辺はどうお考えでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 地域創生課長。

○地域創生課長（星 一君） 振興計画上は議員おっしゃるとおりの記載をしておりますけれども、現実問題、町外に転出された方もいらっしゃいますし、委嘱の際にもですね、現在関わっている人での委嘱が好ましいという意見もございまして、今回、振興計画、基本は振興計画での計画に携わった方を委嘱を申し上げましたけれども、そういったような経過もございまして、今回、先ほど説明したとおりの委嘱をさせていただいて、評価・検証に加わっていただいたということでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 9番、鈴木好行君。

○9番（鈴木好行君） どうもその辺のところ、せっかく、町内にいらっしゃらない方はしょうがないとしても、せっかく、まだ町内にいらっしゃるのならば、その方をお願いするのが筋ではなかったのかなというふうに私は感じます。

それですね、先ほどあの、評価が低かった事業に対して、担当部署で早急に検討を行って、早期に対応しなければならないというふうに答弁がありました。その辺のところは、現在、評価の低かった事業に対して、そのようなことを早急に検討を行って、早期に対応しなければならない時期ですよ。来年度予算編成もしなきゃならないですから。その辺の進行状況はいかがですか。

○議長（齋藤邦夫君） 地域創生課長。

○地域創生課長（星 一君） 今回の評価・検証作業がまとまったのが12月6日でございます。先週の金曜日でございます。現在、予算編成作業のスケジュールになっておりますので、そこで併せてそれぞれ各部署で検討し、予算編成に結び付けていきたいというようなことでございます。

であの、一応あの、先ほどいろいろ、満足度、重要度の関係でのお話はさせていただきましたけれども、基本的には様々、その満足度が高い・低い。いろいろ組み合わせが四つほど出てきますけれども、その中で改善策を検討しなければいけないものであったり、評価はそれぞれ、両方、重要度も満足度も高い場合は向上の余地が、今やっている事業の向上の余地がないかであったり、あと満足度が低くて重要度も低い場合は認知関心度が足りないのではないかというようなこと。さらには満足度、重要度が、満足度が高くて重要度が低いものに

については、現在の取り組みが過剰な取り組みとなっていないかどうかというような検証であったり、そういったあの、総合計画でございますので、一事業、一つをとって検証ということではなくて、大きな、振興計画に記載のとおり、様々な施策としての評価ということになりますので、その施策を実施するうえでの個別の事業がそこにぶら下げるわけですがけれども、その個別の事業をこれから、今までの手法であったり、足りなかったり、やりすぎたんではないかというような方であったり、そういうものについて、各部署で改めて確認をしながら予算編成に臨むというようなことでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 9番、鈴木好行君。

○9番（鈴木好行君） 非常にあの、部門も五つに分かれていて、課長の答弁、おっしゃるとりなのかなと思います。それであの、菅家町長もそうでございます。我々議会も、一番やはり、この町で問題なのは人口減少対策ではないのかなというふうに感じておりますので、そこを一本に絞ってちょっと質問させていただきたいと思っておりますけれども、現在10月1日で只見町4,178人でございます。それで、人口ビジョン計画の目標値としては4,216人。あと年少人口に関しては目標値339人。生産年齢人口1,970人となっております。これであの、10月の時点での人口はわかるんですけども、年少人口と生産年齢人口。今わかれば教えていただけますか。

○議長（齋藤邦夫君） 地域創生課長。

○地域創生課長（星 一君） 大変申し訳ありません。ちょっと今、手元にありませんので、申し訳ございません。

○議長（齋藤邦夫君） 9番、鈴木好行君。

○9番（鈴木好行君） それでは後で結構です。結局ですね、何を言いたいかというのは、目標値として掲げている2020年の4,216人。これを下回らないように頑張りたいという町長答弁、以前、大塚議員の答弁にありました。現時点でもう既に若干下回っています。ということで、こういった数字を目の当たりにされて、町長自身、この政策に対して、どういった見直しをかけて、どういうふうに対応していかれるのか。その辺の考えをお聞かせ願いますか。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 人口減少につきましては、なかなか歯止めがかからないということにつきましては、非常に残念に思っております。それで、従来までも産業の振興といろいろな

形で努力をさせていただきました。尚あの、今議会の一般質問の中でも子育て支援といった、いろいろな形での対策についてご意見もいただいております。振興計画の中でも、それを謳っております中で、それぞれの事業について取り組んではまいりましたが、さらにあの、今回の専門部会、それからアンケート等の住民の皆さんのご意見等を参考にしながら、どこが欠けて、どこが不足していたかというものをじっくりと次年度の予算編成の中で考えて、次の対策に向けて取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（齋藤邦夫君） 9番、鈴木好行君。

○9番（鈴木好行君） 私、以前に、日本一子育てしやすい町にしませんかというふうな質問をしました。また、昨日は大塚議員のほうから、子宝祝金、それから保育料ゼロ歳から無料化できないかというような質問もございました。その辺のところですね、本当にあの、これから産み育てる人、今、この子供が少ない只見町だからこそ、一人一人にお金をかけられる状況にあるのではないかと私は思います。本当に手厚い子育て支援。そこから私は始まっていくんじゃないかなというふうに感じますけれども、その辺のところ、昨日、大塚議員の質問にも答えていらっしゃいましたが、もう一度、ご答弁をお願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 昨日、子宝祝金、1子・2子・3子というところの金額については内部協議をさせていただきたいというお話をさせていただきました。それから、保育料につきましては、若干あの、この後も内部協議を進めながら、議会のほうとも、担当委員会といたしますか、ご相談をしたいということがございました。それはあの、今の職員体制のままですと、結局、未満児のほうが非常に増えてきますので、保育士が少なくなるということで、一箇所にとめて職員数の中でうまくできるかという、そういったことも踏まえながら、軽減策を、保育料といたしますか、その軽減策を今検討している段階ですので、そういったところもこの後、併せまして内部検討をして、それぞれ、方向性を示して取り組んでいきたいというふうに今考えているところです。

○議長（齋藤邦夫君） 9番、鈴木好行君。

○9番（鈴木好行君） 保育所の問題も総務委員会のほうでは出たかと思えます。議会報告会の際も出ました。その際、なかなか私、ほかの他町村から比べると、私はこの子供に対して決して劣った政策ではないと思うんですよ。今現在、只見町は他町村には遅れはとっていないと思われましても、だけど、抜きん出てもいい。私はそこで抜きん出た政策をして



いかないと、この町で子供を育てる意欲のある親御さん、なかなか現れないんじゃないかなと思います。また、同時に、未婚化・晩婚化対策。そちらのほうは非常にあの、後退していると思われま。現在、結婚できない男性・女性、町内で多く見受けられます。以前、町独自にやっていたものも今は県事業に委託して、はぴ福なびにおいてやっていると聞いております。はぴ福なびの利用実績、振興センター長、今わかりますか。

○議長（齋藤邦夫君） 地域創生課長。

○地域創生課長（星 一君） はぴ副なびの利用状況というか、登録状況等々でございますが、県事業で行われている事業ではございますが、約、登録者数が900名弱でございます、男女比でいいますと、2対1という感じですので、聞いたところによりますと男が600弱、女性が300弱というような登録というふうに伺っております。

○議長（齋藤邦夫君） 9番、鈴木好行君。

○9番（鈴木好行君） そのうち町内の、町民が登録しているのは何人ぐらいか把握してございますでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 地域創生課長。

○地域創生課長（星 一君） 細かい情報については、その本部のほうからはお知らせはできないということになっておりますが、そもそも、南会津郡内で数名というふうに伺っております。

○議長（齋藤邦夫君） 9番、鈴木好行君。

○9番（鈴木好行君） やはりですね、以前、町の晩婚化・未婚化対策を何故やめたんだというふうにお伺いしたときには、なかなか、せっかくやっても、それに応募してこられる方がいないと。ですから、今後は県のはぴ副なびを利用するというふうな答弁いただいた記憶がございますけれども、やはりそうではなくてですね、現状として、結婚したくてもできない男性がいる。女性がいます。しかもこの町内では子供が少ない。そしたらば、その男性・女性を結び付けて、せっかくですので子供をつくっていただくような環境づくりって大切だと思うんですけども、応募者がいないからやめるというのは後退しかないですよ。応募者がいなかったら、次、どういう政策をしたら応募してくれるのかな、どういう手法をとったら応募していただけるのかなというふうに考えながら次の事業を展開していくのが町政だと思うんですけども、その辺の考え、町長、どうお考えでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） この事業につきましては、只見町の場合、幾多の年月の中で随分苦勞をしてきて取り組んできた経過がございます。農業委員会が担当したり、それぞれ振興センターが担当したり、いろんな部署で担当しながら取り組んできておりますが、なかなかあの、実を結んでいないというのが実情でございました。そういった中で、町外に出たり、町内でやったり、いろんな形の工夫をしながら、それぞれの担当の職員は努力をして実施してきた経緯がございます。その経過の中で、町単独では限界があるということで県のほうに、実施している者に委ねて、一緒にやるということを現在取り組んできたわけです。ただあの、今年も、交流事業等について振興センターのほうで実施しておりますが、参加者については、若干、実績的に女性が少ないということがあります。そういったことについては、いろんな形で今後ともやっていかなければならないということは思いますが、それぞれ担当のほうでもいろんな手法で募集をして、呼びかけをしながら、やってはいるんですが、なかなか結びつかないというのが実情であります。これにつきましては、なかなかあの、結果が出ないと事業が終わりということではありませんが、そういったことではありませんので、継続してその手法が、どういう手法が良いかを模索しながら、今後取り組んでいく必要があるというふうには思っておりますので、是非あの、議員の皆様方でも案がございましたら教えていただいて、只見町で独特なもので、そういったところで縁が結ばれば非常にありがたいと思いますので、是非、町も努力はしてまいります。議会のほうにおかれましても、ご意見等いただきながら、一緒に取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくご協力をお願いしたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 9番、鈴木好行君。

○9番（鈴木好行君） そうすると、今の答弁は、いろんなことを考えていきたいというふうな答弁と私は捉えますけれども、そうした場合ですね、婚活アプリもございます。結婚相談所もございます。そのはぴ福なび1本でなかなか実績が上がらなければ、いろんな手法といっても、今、たった今思いついただけでも、この二つは私の頭の中には思いつきました。ですから、やってくださいよ。町の事業として、県任せじゃなくて、町事業としてこの問題に真剣に取り組んでいただきたいと思っております。やっていただけますか。町長。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 今言われましたことも含めまして、庁内で十分検討して、どういう方が良いか、議論を重ねて取り組んでいきたいというふうに思います。

○議長（齋藤邦夫君） 9番、鈴木好行君。

○9番（鈴木好行君） 是非進めていただきたいと思います。

次の質問にいきます。

それである、先ほど答弁の中で、つる細工、またたび細工、若干ではございますけれども、チャレンジする方が増えているというふうな答弁いただきました。非常に良かったなと思っております。ただ、こういったつる細工講座、それからまたたびの講座、それに出席している方の意識の問題です。そういった方々が、今後、道の駅開設になるであろう。それから町の特産品としてこういったものを開発していこうという時に、自分の商売として、職業として考えていかれる方がどの程度育つのか。どういった形で育てていくのか。そういったことが私は非常に重要な課題であると思います。その辺のところ、現在の意識はどういうふうに皆さん思われているのでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 振興センター長。

○振興センター長（梁取洋一君） 現在、只見地区、明和地区、それぞれ20数名の会員の方がおります。で、町内での主な販売関係としては雪まつりや文化祭、それに地域の只見振興センターであれば振興センターまつり等に出品しております。例として出しますと、文化祭では5名、例えばこれは平成30年度ですと、文化祭、5名の方が36点出品して、売り上げ件数5個、雪まつりでは16名の方が113個出品して売り上げが43個、センターまつりでは16名の方が出品され91個出品されて18個売上といったような状況になっておりますので、販売される底辺というか、に参加者数的には15名から20名程度実施されておるところです。

○議長（齋藤邦夫君） 9番、鈴木好行君。

○9番（鈴木好行君） それは文化祭とか工人まつりの場合、イベントですよね。今度、道の駅できれば、365日開店しなきゃならないです。今ほどの売上を365日確保するっていうのって、ものすごく大変な膨大な量。それから原材料、必要になってくると思われます。また、逆を言えば、それってものすごいチャンスであって、それだけのものが売れる市場がこれから先、町にできるとすれば、それで生計を成り立てることができる人。そういった方々も私は増えてくると思います。是非そこを、もっと真剣にですね、振興して、是非やって、夢を見てみないかと。またたび細工作って、つる細工作って、あなたの生活に潤いを与えませんか。与えてみませんか。そうしたら若い人も飛び込んでくると思うんですよ。町外の人

だって、自然に憧れて只見に来るかもしれません。そういった政策を私はしてほしいなと思っているんですけども、町長、いかがでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 非常に趣旨は理解できます。ただあの、こういったもの、作品として売るにはどうしても技術が必要です。技術の継承については、これは必ずやっていかなければならないのと、材料の確保。例えば今はまたたびとつる細工という議論がございますが、例えば、実際はぶどう蔓のような、なかなかないものについても、そちらの方が今、高値で売れているという、材料にも高値で売れるのと、そうでないのとありますので、そういったところもあの、各クラブの中で、これは随分ご承知だと思います。それであの、クラブも冬期講座としてそれぞれ講習会の中で技術継承。それから明和地区では、三島町からですか、講師を呼んで、売れるものを、といいますか、そういったものの技術講習を取得しながら工人まつりに参加するという、そういう努力をされてます。そういったものは強く、町のほうでも必要があれば支援しながら、そういったことを育て上げながら、次世代に繋いでいく工夫をどういうふうにしていったらいいかというものはクラブのほうと併せて取り組んでいきたいというふうに考えてます。

○議長（齋藤邦夫君） 9番、鈴木好行君。

○9番（鈴木好行君） 材料の話も、前回、私は一般質問で取り上げました。現在、これほど只見町に荒廃地がございます。荒廃農地がございます。そういったところで、今からつる細工のまたたびであるとか、山ぶどうであるとか、そういったものを栽培してはいかがですかというふうに申し上げました。実際問題、山ぶどうの蔓が商品化できるまでって、10年以上はかかると思うんですよ。はっきり何年かかるかはまだ調べ上げてございませんけれども、そうだとすれば、4年後に、道の駅開設する。そしたら、そこから6年経たないと、これから栽培した蔓は商品化できない。そうであれば、その6年間の間は今、自然にあるものをなんとかして採って繋いで賄っていく。そしてそこから先は、今、荒れ果てた畑や田んぼに植えた蔓で、それで継続してやっていかれる。そういったことを考えると、今これから検討しますでは遅いような気がします。もう来年度予算に組みこんで、来年度はこれをやります、あれをやりますと、そういったことにしていかないと、私は間に合わない、遅いんじゃないかと思います。

それからですね、あと山菜についても、現在、真奈川地区では、あれほど広大なわらび栽

培をしていた土地が、電発の堆砂土砂で埋まっています。そうした時に、じゃあ、わらびはどうするの。それからぜんまいについてだって、今現在、ぜんまいを、親の代で畑に植えた人が、自分の仕事が忙しくて、ぜんまいを折る暇がないと。そういった状況の中で、ぜんまい、わらび、きのこ。これから只見で産品として売っていかねばならないと私は思うんです。この地方の特性を活かして。只見の産品は何ですか。山菜ですよ。きのこですよ。つる細工ですよ。またたび細工ですよ。そうした時に、その土壌が全然育ってないと私は感じていますが、その辺のところ、もう一度、町長、ご答弁願いますか。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） たしかに言われますように、まず山菜等につきましては、23年の原発以降、出荷制限が非常にかかるという中で、きのこは、やや、許可のほうは出てきておりますが、山菜については出荷期間が短いというのと、5月の連休当時については検査が受けられないという形の中で、非常にあの、販路として難しいというところで、自然とこう、減少傾向、採取は減少傾向にきているということは、これは否めないところであります。そういったところで、答弁でも申し上げましたが、早く出荷できる体制のための許可申請ということについては、森林組合のほうに委託をしながら、そういった最小の人を特定して検査を早急に進めて解除を進めるというようなことに取り組んできてはおります。ただあの、まだ、なかなか、ご理解といいますか、ご協力をいただけないというところもありますので、そういったところを呼び掛けて、とりあえず検査するものを採っていただくということ。それが続けない限りはいつまで経っても出荷制限は取れませんので、それについてはこの後も続けていきたいというふうに考えております。それで、たしかに生産者が減っております。高齢化の中で。それと、現在、どちらかといいますと、苦勞といいますか、四季を通じて労働していくというのが根本の時代になってまいりましたので、昔はぜんまいだけで一年の生活をしていたという時代もあります。そういったところと違いまして、今はどちらかといいますと、工業等、通常の勤務の形の中で、あと余暇の中で山菜とか、そういったものを採るという人が多くなってきて、それで生活という形については弱くなってはきております。そういった時代の中で、ただあの、道の駅とか、いろんなどころでやった時、その産物がなくなるということにはまいりません。で、これについては、町としてどういうふうなやり方、振興作物を中心にしていくのか。そういったところについては、作物も選定をしながらやっていきたいというふうに考えております。それで、例えば、先ほど言われましたような、ぜんま

い。たしかにあの、奥山から裏の杉山に移されたという方、随分いらっしゃいます。そういった方について、今も荒れ始めてきているということは事実のようですので、そこは権利の問題もありますが、そういったところをまとめあげて集約できるか。それはぜんまいというのは非常に出荷するまでの手間がかかります。それと今は非常に単価が下がってますので、そういったところもまとめながら、一作物一作物、想定して、この後につきましては育成を図っていく必要があり、道の駅を進める中で只見町として売る作物をきちんと決めて、そういったものを選択した作物の育成を図って行って、組織化していくということも踏まえながら取り組んでいく必要があるというふうに考えておりますので、そういう方向で今の生産者、それからある組織の方々と相談しながら、売れるものを作ることを検討していきたいというふうに思っております。

○議長（齋藤邦夫君） 9番、鈴木好行君。

○9番（鈴木好行君） 私はちょっとあれですね。町長と考えが違いますので、私の考えを言わせていただきます。私は只見では、ぜんまい、わらび、きのこ、そのほかの山菜。それはなくてはならないものだと思います。ですからですね、町のほうで、ぜんまい、わらび、きのこにもものすごい力を入れる売るから、是非作ってくれないか。そのために今、荒れ果てた農地の整備が必要ならば、それもやってあげるよと。是非、年間これだけ売れるマーケットがあるんだから、是非これは町としてなくしていけない産品だから、あなたやってくださいよと。そういった形で強く、もう、今やっているべきなんですよ。もう、田んぼとか畑に植わっているべきだと思うんですよ。私は。きのこにしても、もう、山に行ける人って、なかなかいないですよ。そうしたらば、原木で栽培すればいいじゃないですか。原木栽培、なかなか踏み切れない人には補助出してやり方を教えてあげればいいじゃないですか。そうやっていかないと、町の産品なんか育たないですよ。

町長、これ、こちらをご覧ください。これ、覚えていらっしゃいますか。町長が、選挙に出られる際に、講演会資料として配付されたものです。いわば、出る前の公約です。その中にいっぱい書いてありますけれども、地域文化や自然を活かした観光資源の開発と活用を図り、交流人口の増加を目指す。地域産業の新たな担い手の育成と支援をします。里山、農地、農用地の環境整備と景観の保全をします。地場産品の開発と推進をします。只見町の活性化に向けて全力で取り組みます。今、全力で取り組んでいらっしゃいますか。これ、公約違反ではないですか。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） ただ今申し上げましたのは、今、やれるものについてはやっているつもりです。ということは、先ほど申しました、一番の売れるためには、制限を解除するというのがひとつ、最低の限度があります。それについては今、一生懸命やっていると。それと、一つの作物をやっていくにつかましては、地域産業とか、そういったものについては制度的なものではできております。ただ、如何せんあの、募集をするだけでは生産の設計はできません。やはりあの、出荷とか、いろんな形で体制を整えていくのと連携を取る必要がありますので、総体的にその点はしっかりとやっていきたいというふうなことでございます。現実的にあの、山からの作業から離れる方が増えていることは事実でございます。ただ、それが軽作業にするために、山から麓へおろすということも、これは視野に入れていく必要がありますので、これについてもいろんな形で検討しながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 9番、鈴木好行君。

○9番（鈴木好行君） ちょっと視点を変えさせていただきます。このほどですね、バンダイナムコエンターテインメント地元遊び隊のアイデア募集ということで、坂田地区の子供達4人が企画したアイデアが優秀賞を取られました。それはどういった内容かといいますと、自然首都只見のファッションコレクション。これはあの、仕事着コレクションですね、それでファッションショーをやりたいと。しかもそのファッションショーは只見線の列車の中でやりたいという非常にあの、子供ならではのアイデアで、大人には想像もつかないような新鮮なアイデアだったと思います。この辺のところ、例えば、この子供達の夢の実現に向かって、教育委員会とか、そういったものはどういった動き方をされているのでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 教育次長。

○教育次長（馬場一義君） 今ほどの子供達の提案、事業、優秀賞を取ったということでお話は伺っております。で、バンダイナムコの方も只見町に調査に訪れられまして意見交換を行っております。その中では、教育委員会としても最大限のご協力をさせていただきたいということで、国指定の民具なり、その仕事着というのはなかなかお貸しすることはできませんけれども、それ以外に収集をした仕事着等、そういったものの活用について今後、具体的に詰めさせていただく予定でございます。

○議長（齋藤邦夫君） 9番、鈴木好行君。

○9番（鈴木好行君） せっかく収集した古いものではなくとも、新しい生地で、その古い形と同様のものを子供の体のサイズに合わせて作ってやっても私は良いかと思います。それでそういった事業を展開するにあたってはですね、是非あの、観光商工課等々も横の連絡を密に取っていただいてですね、大きな盛り上がりを見せていただきたい。せっかくこうやって子供達が考えたイベントでございますので、是非、大人も協力してですね、ワンチームとなって頑張っていたいただきたいなと思いますけれども、商工課長、いかがですか。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（増田栄助君） 今ほどご提案いただいたとおりだと思います。今、バンダイナムコの会社のほうとも協議をさせていただいております、できれば雪まつり等、人がたくさん来ていただける中で、そういった事業、入れ込めないかということで、細部、今後協議を続けてまいりたいと考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 9番、鈴木好行君。

○9番（鈴木好行君） 是非ですね、本当に子供達も考えてくれているんですよ。只見のことを。また、議会も一生懸命考えています。町民も考えています。勿論、町長も町当局も考えています。だけどそれが、一緒になっているのかどうかっていうと、どうもそうではない気がする。今年の流行語大賞にもなりました。先ほど私も使いましたけれども、ワンチームですよ。町民、老若男女。みんな集まって、この困った只見町を、疲弊した只見町をどうするか。考えは一つにまとめなければならないじゃないですか。その頂点に立っているのが町長ですよ。私はあの、こういった一般質問をする度にいつも感じておりました。町長の口から1回も、我々の質問に対して、それは良いアイデアだな、是非前向きにやりたいと。我々はそれほど才能がないのか。アイデアがないのか。それとも町長の頭の中に、我々の言うことは聞きたくねえのか。私はそこで一緒になってやらなければ、我々が一緒にやらなければ、この町なんか育たないですよ。良い町にならないですよ。是非ですね、良いアイデアをお互いに出し合って、子供達からもいただいて、お年寄りからもいただいて、女の方からもいただいて、それを形にしていかなければならない。まさにワンチームですよ。一つになってやらなければならない。その辺のところ、もう一回、堅い決意を、もう一回、3年前か、この頃に返って、町長のお考えをお伺いします。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。



○町長（菅家三雄君） 只見町に住んでいる以上、只見町の将来の姿を描きながら、さらに発展していこうとしている方は、全員の方がそうだと思います。ですから今まで、議会の中でも、こういったご質問の中で、見えないところで事業の実施は進んでいると私は思っております。ただあの、町としては振興計画を一つの基本としてやっていく中で、こういった議論の中の事業が見えないところで進んでいるということは皆さんもある場面では出てくると思います。そういったアイデアをいただいたものについては職員も、こういった質問の関係について内部検討をしながら、さらに評価ということをやっております。これは実施計画もそうです。町民の皆さんのアンケート、それから専門委員会の評価というものについては真摯に受け止めて、その次に取り組んでいきたいというふうに思っております。

それと、先ほど子供達の件がございました。担当課長申し上げましたが、雪まつりの実行委員会の中でも、そういったものを取り入れてやっていきたいと思いますという話題を出させていただいて、あとは列車を使いたいということであれば、従来の臨時列車の形の導入、それからあとはプロのですか、子供達だけでなく、プロの方も来ていただけるのであれば、そういった、広く、大きくアピールするということはできると思いますので、そういった形でアンケートに参加していただいて、それが入賞に入ったものを、そして只見町を売っていただくとしているということについては、大きく後押しをしてやっていきたいというふうに思っております。ですから、一つ一つ、そういったところでご意見をいただいたものについて、全て捨てるということではありません。そういった中から、良いアイデアについては、一体となって取り組んでいくのが、やはりこの只見町では必要だと私も思いますので、その方向で進めさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 9番、鈴木好行君。

○9番（鈴木好行君） 最後になります。これから次年度の予算、それから計画出されます。そういった際にですね、検証しやすいように、数字で出せるものは数字で出してください。例えば鳥獣被害対策。イノシシは何頭を目標に、サルは何頭を目標に獲りたい。だからこれだけのお金が必要です。町の人口は何人にしたい。だからこれだけのお金が必要です。そうした形で目標値を出せるものは全て数字を出してください。判断もしやすいです。

終わります。最後、答弁をいただいて終わります。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） そういった取組みも検討しながら、予算編成等に進めさせていただきます

たいと思います。

○9番（鈴木好行君） ありがとうございます。

○議長（齋藤邦夫君） 質問時間60分になりました。

これで、9番、鈴木好行君の一般質問は終了いたしました。

続いて、3番、鈴木征君の一般質問を許可いたします。

3番、鈴木征君。

〔3番 鈴木 征君 登壇〕

○3番（鈴木 征君） それでは、通告書に基づきまして一般質問を行います。

私の質問事項は1件であります。道の駅の整備についてであります。JR只見線の全線運行再開、国道289号八十里越えの開通が目前に迫り、道の駅の整備、町の農業、商業、観光業、ひいては雇用創出、地域の経済活性化などに繋がるものとする。道の駅については、3月会議で道の駅の整備について質問をしております。9月会議においては道の駅の基本構想について質問したところであります。今回は道の駅の基本計画についての質問であります。これまでの検討経過と早期実現に向けた取り組み状況について町長にお伺いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

〔町長 菅家三雄君 登壇〕

○町長（菅家三雄君） 3番、鈴木征議員のご質問にお答えをいたします。

ご質問のとおり、道の駅の整備は当町の経済活動や情報発信等に大きな影響を与え、雇用の創出や地域経済の活性化に繋がるものと考えております。9月会議でのご質問以降、町民の皆様から様々なご意見をいただいております。道の駅基本計画の策定準備に合わせ、まず町内の飲食店や宿泊施設の方々に、事業所側から見た町の観光事業の印象や現在の経営課題、今後の経営方針などについて、観光商工課の職員が訪問し意見交換を行ないながら情報収集を行っております。

道の駅基本計画は、只見町にとってどのような道の駅が良いのか、道の駅にどのような機能を持たせるのかなどを具体的に定めるものであり、町民の方や専門家を含めた道の駅検討会を立上げ、先に行った加工品調査や現在行っている飲食店・宿泊事業者の実態調査を踏まえ、策定作業を進めていく予定で準備を進めております。さらに、基本計画の策定には専門的な知識とノウハウを有する支援事業者が不可欠であることから、現在事業者の選定に向けた協議を行っております。また、策定の手順としては、全員協議会等でご意見をいただき

ました施設のイメージやレイアウト、管理運営計画などの素案の作成を優先課題として検討し、情報提供を行ないながら検討を進めたいと考えております。

以上でございます。

○議長（齋藤邦夫君） 3番、鈴木征君。

○3番（鈴木 征君） 今ほど、町長より答弁をいただきましたけれども、町長の答弁は内容は理解します。基本構想に近い答弁でございましたけれども、私は基本計画のタイトルとして整備をするのか・しないのか、通告をしたわけでありまして。

そこで再質問をいたしますが、大きく分けて三つ質問します。

運営母体と人材育成の状況について。2点目は産業開発の取り組みについて。三つ目に基本計画の策定であります。この3点を再質問させていただきますが、去る12月1日に、議会広報会で3地区とも多くの人においでいただきました。また、その中で、道の駅に期待を寄せる声が非常に多くありました。そこで何点か質問させていただきますが、一答一問方式でしると、議長からよく言われておりますので、その努力をしたいと思っております。

まず1点目でございますが、運営母体について、今後の運営母体は第三セクターあるいは民営に委託するのか。また直営なのかをお伺いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（増田栄助君） 運営主体へのご質問でございます。基本構想の中では第三セクターが望ましいというような審議会等の意見をいただいておりますが、具体的に今現状で決まっているというものではございません。今、町内の観光組織等の在り方検討会というものを立ち上げまして、その中で今後の交流組織、観光組織等の在り方についても検討させていただくということでございますので、これから具体的な運営主体の検討に入っていくということでご理解いただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 3番、鈴木征君。

○3番（鈴木 征君） 今聞いておりますと、計画、計画、検討という言葉出ましたけれども、現在ある第三セクターで運営は考えないのか。それともしているのか。そこをお伺いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（増田栄助君） 現在ではそういった具体的な部分までお答えできるような状況にはございません。

○議長（齋藤邦夫君） 3番、鈴木征君。

○3番（鈴木 征君） それではあの、これに伴う人材育成についてであります。地域おこしの協力隊が1名決まったことは大変良かったなというふうに思います。今後の研修はどのように進められるのかをお伺いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（増田栄助君） おっしゃられるとおり、本年10月より、地域おこし協力隊として1名、観光商工課のほうに着任をしていただきました。主たる業務としましては、道の駅の整備、建設。また、運営主体の立ち上げ等に携わっていただくということで、研修の実績としましては今、全国道の駅のセミナーや、あと地域おこし協力隊の専門研修等に参加をしていただいて、先ほど町長の答弁にもありました、町内の飲食店であったり、宿泊施設の訪問活動など、地域の実情の把握について今、観光商工課の課員と共に一緒になって取り組んでいるところでございます。今後、道の駅の基本計画の策定や、その運営主体、今ほど申し上げました運営主体の検討を進めるにあたりまして必要と思われる研修、セミナー等に参加するとともに、あと先進的な道の駅への実務研修、そういったものも検討しております。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 3番、鈴木征君。

○3番（鈴木 征君） 以前、道の駅計画がとん挫した反省の一つを踏まえて人材の研修をとらないと、またも、せつかくの大切な、大切に、この点、時間をかけて研修をしていただきたいなど、今の説明はよくわかりましたが、しっかりと研修をさせて、逃さないようにお願いいたします。一つ、どうぞ。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（増田栄助君） おっしゃられるとおり、しっかり取り組んでまいりたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 3番、鈴木征君。

○3番（鈴木 征君） 次に入りますが、産品開発の取り組み状況についてであります。今議会の中で、2番議員あるいは9番議員、今ほど質問・答弁を聞いておりましたが、私なりに何点かお聞かせいただきたいなど答弁を求めます。

とにかく、この産品開発の取り組み状況についてであります。良い経営は魅力ある商品

がいくらあるのかにかかってくると思います。産品開発のことはほかの議員の人達も多く質問されましたが、極めて、極めて重要な町の取り組みの状態を、重要であるので町の取り組みをお聞きしたいということでもあります。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 産品開発につきましては、一般質問の中で多くの意見が出ました。先ほど9番議員からも、山菜、それからいろんな、またたび細工とか、そういったもの。それからあと、加工施設の特産の議論も昨日出させていただいた中で、町としてこういったものを産品として扱うかということについては、いつまでも検討、検討ということは言っておられない状況にあるということは承知しております。それである、現在、道の駅については、観光商工課のほうで促進について担当しておりますが、これからはやはり、農林課のほうも、それから他の課についても関係課連携しながら産品の開発については取り組んでいく必要があるというふうに思いますので、そういったところをしっかりと、内容を研究しながら取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 3番、鈴木征君。

○3番（鈴木 征君） まあ、品物でありますけども、売れるものについては町内の農家は勿論、町内の製造業やお店、いろんな協力を得る必要があると思いますが、既に、既に具体的に動いているのかどうかということをお尋ねいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（増田栄助君） 今、まさにその、町内の業者の方々を訪問させていただいて、ご意見を伺っているというところでございます。先に産品、加工品の調査はさせていただいて、全員協議会等々でもご報告させていただいたところでございますが、その他今、町内の旅館業や飲食店を訪問させていただいて調査をさせていただいているということでご理解いただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 3番、鈴木征君。

○3番（鈴木 征君） 昨日も、他の議員から質問がございましたけれども、只見の特産との連携の質問もありましたが、道の駅だけでなく、町の産品づくり、あるいは産業振興の点からも、様々、私は考えますけれども、町当局ではどのように考えておられるのか。特産との連携等も含めてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 特産との関係につきましては、何度もご説明は申しております。町内の加工施設として唯一の、そのほかにも数社ございますが、そういった中で規模としては大きいほうです。そういったところで産品開発、道の駅ばかりでなく、道の駅だけの産品だけでは商売になりません。そういったところから発信をしながら、他に出せるような、といえますか、そういったところの取り組みはしていく必要もありますので、地場産業の育成と併せながらその辺は取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 3番、鈴木征君。

○3番（鈴木 征君） 3点目の基本計画の策定についてであります。何点か質問いたします。基本計画はもう着手してやっているのかどうか。まだ取り組んでいないのかどうか。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（増田栄助君） これからその支援事業者との委託に向けて、今、プロポーザルを行う準備をさせていただいております。で、年内には公募というか、を行いまして、年明けに事業者の選定に入っていきたいというふうに考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 3番、鈴木征君。

○3番（鈴木 征君） 今お話ありましたように、年内に完成するのか。完成するのか。来年の3月までに、この基本計画について。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（増田栄助君） 当初、予定ですと年内の完成を目指しておりましたが、新業者等の選定、発注が遅れているということでございますので、年度内の基本計画の完成は厳しいというふうに感じております。なるべく早期に完成に向けた発注等を行い、検討を行っていきたいと考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 3番、鈴木征君。

○3番（鈴木 征君） この基本計画ができれば、できればですよ、何が見えてくるのか。何が見えてくるのか。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（増田栄助君） 基本計画の中で、具体的なその道の駅の規模であったり機能というものがあ程度、目に見えてくるものと思います。その中で運営主体の方向性であったり、あと収支計画、そういったものもお示しをしていきたいというふうに考えてございます。

○議長（齋藤邦夫君） 3番、鈴木征君。

○3番（鈴木 征君） その示されるのは、議会に説明はいつ頃になるのか。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（増田栄助君） 検討を進めるうえで、随時、ご説明を申し上げて、最終的に議決をいただくというようなことを考えてございますので、進捗状況に応じて、その都度、ご説明はしていきたいというふうに考えてございます。

○議長（齋藤邦夫君） 3番、鈴木征君。

○3番（鈴木 征君） 道の駅は基本計画から設計。そして工事。それから当初予算に組んで進むようになっておりますが、どうですか。見通しとしては、そのように基本計画、そして設計、工事。今年の基本計画の年であろうと思うんですが、勿論、3月までに完成して、そして予算もあるわけですから、どのように進められるのか。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（増田栄助君） 本来ですと、今年度、基本計画の策定ということで計画をしておりましたが、先ほども申し上げましたとおり、これから発注という形になりますので、若干遅れているということをご理解をいただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 3番、鈴木征君。

○3番（鈴木 征君） しかし、私はあまり、頭も良くないし、記憶力もないんだけど、私の記憶では、今年の春から基本構想を始めると。今年が基本構想で、それから来年は実施計画。そして、再来年は工事着手。勿論、工事入る前に設計もあるわけですが、かなり遅れているんじゃないですか。遅れているということはどれくらい遅れているのか。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（増田栄助君） 当初計画予定見込みよりは一年までは遅れてませんが、一年近く遅れているということでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 3番、鈴木征君。

○3番（鈴木 征君） この基本計画の策定であります。全体計画の見通しをしっかりと、しっかりとつかんで進めていただきたいなというしか質問はありません。もう一回。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（増田栄助君） おっしゃられるとおり、全体計画しっかりと、その収支計画であつたり、様々、運営主体の方向性であつたり、そういったものをしっかりと検討会の中で

検討させていただき、皆様のご意見もいただきながら策定を進めていきたいと考えます。

○議長（齋藤邦夫君） 3番、鈴木征君。

○3番（鈴木 征君） それではあの、今議会の中で道の駅等については何人かの議員さんの質問ある中で、産品開発の取り組み等が大変、質問もあり、答弁も聞いておりますけれども、私の体験から、まずあの、この取り組みについての考えを持ってもらいたいなということをお願いしたいなと。私はこの山奥の中に住んでおって、いろいろ経験もしておりますので、まあ、提案型の質問をします。町長も生産者の一人であるわけですから、いくつまでできるか別として、申し上げたいのは、エコパークの町只見は山菜をはじめ、きのこ、イワナなど、豊かな自然資源の宝庫であります。しかしながら、こうした天の恵みの貴重な資源を活かすも、活かすこともできないでまことに残念ながら、残念な実態であるなというふうには考えます。そこで、道の駅開発を目前にして、次の品目、産品開発に重点的にテコ入れして生産を伸ばしていけばなという、これを伸ばすことができれば、オリジナル産品開発の可能性があるというふうに思います。

そこで、まず、ぜんまいなんですけども、ぜんまいの宝庫は只見で言っても田子倉奥、そして、入叶津奥、黒谷入あるいは塩ノ岐奥。みんな奥なんですよ。田子倉奥には牛乳瓶。牛乳瓶は牛乳配達される頃の牛乳瓶。瓶さ3本入らないぜんまいが、ただただ出ました。最初、田子倉ダムの奥さ行く。それは五十嵐利助も、亡き、五十嵐利助さん、鈴木善兵衛さん。この人達は奥に行って、ぜんまいというのは太ければ太いほど、目方が、これ10キロ採ってくれば1キロに乾燥するんですよ。つんのめるほど、いっぺえ採って、50キロ採っても、細いぜんまいは5キロにならないんですよ。2割落ちぐらいするんですよ。800グラムぐらい。まあ、そういう状況の宝庫があるんです。ぜんまい。そこで今亡き五十嵐利助さんは田子倉ダム建設の時、補償金をもらって、そして住宅を造らないで、住宅はまあ、トタン屋根の、まだ家だったから建てないで、加工工場を造ったわけです。そして自分も生産者であり、加工もされたということを申し上げたいんですが、五十嵐利助さん、今亡くなって、ともえさんが生きておられますが、92歳です。あの人は、旦那さんよりきつくて、一日、二人で、二人です、100キロ以上あるいは120キロ以上背負ってきて、干しあげ二人で100キロ。これは申告されたか・されないかは別として、私、当時、税務やっておりましたけれども、そして、入叶津あたりも申告に行くと、自主財源なんですけども、ある人が一番荷方の方が、50キロ干しあげ採ったと。にしゃ、それだけのあれ出すと、おらだれも



出さんなんねえがら、そうしねえで、20キロぐれえか、25キロぐらいにしてくれねえか  
というような、まあ調整をしてですね、そして申告した。自主財源の所得のほうは影響して  
くるわけです。しかし、山菜採りというのは命がけなんですよね。岩場に出るのだよ。岩場  
に出るということは、岩場に強いのはかなかんじきっていうんです。それを履いて、命がけ  
でぜんまい採ってくるんですから、50キロ採っても、50キロ申告しろとは言えないんで  
すよ。命がけで採ったら。本当の話は。それは、歴代課長も認めておったのかなというふう  
に思っております。私ばかりではない。しかし、そういうぜんまいの宝庫があるんですよ。  
各旧村単位で、朝日・明和・只見の奥地には。これを活かさない限りは、で、五十嵐さんは  
加工場を造って、生産者、今は生産者、折る人。折る人、生産。揉む人、加工する者なんで  
すよ。これがもう高齢でいなくなったということでもあります。私も税務の申告、したか・し  
ねえかは忘れましたが、私も生産者でかなり採りました。飯前ぜんめえと言って、船つ  
けると、もう、ぜんまいがいっぱい出ている。そういうぜんまいが今眠っているんですよ。  
眠っているんです。これは、やはり、平成32年の3月1日の原発の関係で、風評被害で、  
売れないんですよ。採っても。そうしているうち、今年で8年か9年目になろうとするが、  
なろうとするが、今、高齢者で採りっ人ないんですよ。私も行きてえ、行きてえと思っても、  
一人で行くと言われるから行かないでおりますけども、こういったぜんまいが眠っている  
わけなんですよ。まあ、重点的に町もテコ入れするのは、テコ入れするのは、作りぜんめえ  
の奨励はしませんけれども、やはり若い人に採ってもらって、そして加工するのは、やはり  
天干しですから、それが天気が続かないと高上がりになるから、今までは電気で、温度かけ  
て、そして風が出る温風式のあなを買って加工していたというようなことでもあります。そし  
て、その後、きのこですが、これもたくさん、マイタケ、マツタケ、採れるんですよ。これ  
もシシダケ、なめこ。こういうのはたくさん、今出ます。特になめこは、ナラ枯れしてナラ  
の木に6年ぐらい経つと、田子倉あたりは、只見でもそうですけども、枯れてから5・6年  
経つとなめこが出るんですよ。なめこはしっかり採れる。そういったのを加工するには今、  
なめこ屋あるからなめこは加工できるけども、まずなめこについては、今も自家用と、それ  
から販売用、生産者は作っているようであります。

問題は民芸品であります。民芸品。これ、三島町に負けない生産技術を受け継いでいる  
若者もおります。しかし、ところがですね、この、9番議員もおっしゃったけれども、また  
たび、あるいは山ぶどう。それから私はヒロロを入れたんですけれども、これを休耕田に栽

培をするには、それなりの町が支援をすればできるのではなかろうかなというふうに思います。それからイワナ。イワナは田子倉で、風評被害を受ける8年前は11人が獲っておった。獲っておった。しかし、今二人なんです。その二人の中さ、私、入っているんだけど、生産者として。イワナ・マスがたくさん獲れます。たくさん獲れますが、この生産しても売れねえがら。風評被害で。だから自分の家で冷凍庫・冷蔵庫があれば保存しておく。そして、それを剥製なり、前は剥製にしたもんだ。栃木の人に、剥製を頼んで。しっかりと。そしてあるいは燻製。保存がきくから。燻製をするにも、これは誰でもできる。煙さえ、1メートル・1メートル四方ぐらいの中に、松で煙出るあなを燃して、そして上に金網やって燻製を作るわけですが、これはあの、是非とも支援して、私のほかにやっているのは酒井君でありますけれども、私は81歳、酒井君は70いくつになったのかな。何年続くかわかりませんが、こうした人がいるうちに、やはり基盤を作ってあげれば、支援をすれば、私はあの、原材料はいっぱいダムの中にいますけれども、我々獲らないと、空からカワウが飛んできて、中には外来魚、ブラックバス等がいるわけですが、町でもこれは駆除の補助金を出して駆除していますけれども、ブラックバスというのは、天敵は鯉なんです、ものすごい繁殖力があって、網ひとつ掛けると、イワナよりいっぱい獲れることがあります。岸さ掛ければ。浅いところに生息しておりますので。これはあの、ブラックバス獲るには、やっぱり町からも漁業組合で30万の補助金をもらってやっていますけれども、獲り立てねえ。イワナもマスもたくさんおりますが、これをやっぱり、いずしにするとか、あるいは応用が利く範囲内で加工することに、加工するにはやっぱり、剥製屋もおりますよ。剥製屋も。歳とってますけれども。そういった人いるうちに、是非とも、この田子倉のイワナ、あるいは養魚場にある、黒谷の養魚場、只見にもありますが、やっぱり魚は原材料はたくさんありますので、やはり加工する人に対する支援が必要でなかろうかなというふうに思います。

それから耕作田の活用について。町内に多くの休耕田、畑もたくさんあります。うまく活かせば、ぜんまい、六次化の商品が生まれるかもしれません。どうか商工会、あるいはJAと連携した商品開発ができればなというふうに思いますが、ここでひとまず町長に、感想でもいいですから、ご答弁を求めます。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 出荷の関係でございます。とりあえずあの、今、私が何度も申し上げておりますが、福島県、まだまだ風評被害があると。こういった遠い只見町におきましても

出荷制限が、山菜、きのこ等にはまだあるということです。それで、そういった出荷制限の解除の努力をまずしたいというふうに思っております。

それと山菜の中でぜんまいのお話もありました。ぜんまいにつきましては、過去ですね、只見町、転作田に移植をするということを何年も支援をしながら、朝日地区だったと思えます。やりました。で、それが一つの基本になるまで相当の年数かかりましたが、その後、各地区の転作田に移行し始めたんですが、転作田では若干、成功例というのは少ないですが、現在はそれを裏の里山の杉林の中とか、そういったところで普及しているということは散見されます。で、そういったものが将来的に繋がるかという、その中での議論がひとつあります。ということは、過去に、芍薬を枝を切ってきて、挿し木にして、相当の方、売りました。これははたして、山の国有林からそういったものを採取して良いのかという、ぜんまいもそうです。根の分を採ってくるということについては、いろんな議論がありました。ですから、そういったところで、結局、増やすという、活かすというやり方については非常に難しいという。例えば、ぜんまいの場合は、昔言われたように、朝3時・4時の頃、田子倉の場合、出かけて5キロも6キロも入って、50キロ・60キロを背負ってくるという、そういった作業を今の世代の若い人には無理だと私は思います。そういったことで里山に移すという経過がありましたが、ただ、なかなか、当時は金額が高かったです。売れた時代は。ただ、今は、中国なり外国から入ったことによって、単価はぜんまいのほうが非常に安いということで、なかなか産業化にはならないという実情はこれあります。ただ、時代の流れの中で、そういったものについても、やり方によっては変わってくるのかなというふうにも思います。魚の場合もそうです。イワナや何かにつきましては伊南川と只見川。只見町の場合、二つ抱えております。あと支流もありますが、それぞれ漁協がございますので、漁協のほうと川の権利のある、そういった団体のほうと連携を取りながら、今年からは放流を始めさせていただきました。これも風評被害の中、それから23年以降の災害の中で魚が復活しないということがありましたが、いろんな形で遡上もし始めてきましたので、そういった育成については漁協のほうと連携を取りながらやっていかなければならないと思っております。

それとあと休耕田の活用につきまして、これあの、過去からの減反調整がなくなりまして、ただ、奨励金は未だ出ます。作物によっては出ますので、そういったところとの整合性が図られ、今言われました、またたびとか、ヒロロとか、そういったものがはたして、そこに移されるか。まあ、ぜんまいの経験で、7・8年、たぶんかかったと思います。作物によって

も数年かかると思います。そういった試験については、希望者があれば支援もしていきたいと思っておりますし、そういったところは誘導をすることも、またたび細工の組織もありますので、そういったところと議論を重ねて、原材料の確保には努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 3番、鈴木征君。

○3番（鈴木 征君） まずあの、道の駅造るにしても、何でも買ってきて、タイのほうから小豆買ってきたり、豆買ってきたりするんでなくて、流通品はできるだけ避けて、地元ならではの、只見ならではの、やっぱり商品を出していただきたいということで、それぞれ多くの人の道の駅に対しての関心があるわけでありますので、私はあの、昔に掘り起こしてみれば、只見に三石屋のお菓子がある前に、きくやという店が、お店が、これは落雁づくりの職人でありましたけれども、この人は今亡くなっております。守君のお父さんだと思います。この方は、新潟県の三条市さ奉公に行ったんですよ。奉公に。そして、落雁づくりを習ってきた。習ってきて、そして一番先、新町の秀一君の家の前っての、薬局あったんだけど、その裏に、倉庫のようなところで店をもって、職人を二人。そして今、三石屋におります大竹誠也さん。あれが学校抜けると、中学抜けると修行に入って、そして三石屋を継いで今日。その中で落雁というのは今やってないんだけど、落雁は米なんですよ。もち米なんですよ。それを機械が無かったころだから、石臼、石と石擦り合わせて、粉にして、その粉を練って、そして型さはめて、松竹梅、結婚式の引き物であったわけだ。お包みというか、硯蓋というか、昔は結婚式は家でやったもんだ。家で。にしん漬けかほっけの鮎。そして、その後、公民館結婚になるまで三石屋は落雁というのは山口手前、結婚式には必ず注文を受けて、今結婚するあな、今、結婚式呼ばれなん、町長は何回あっかもわかんねえが、我々、結婚式呼ばれなんていうもの今ひとつもねえが、昔は公民館結婚から、公民館造ったのは3地区さ造りました。これは地元で披露宴をやると。家もいろいろ、ダム造ることによって家も小っちゃくなって、やり場ねえからというようなこともあって、公民館で結婚式やりましたけれども、その後、今度は保養センター。あるいは若松だ、東山、の結婚式の中で、やっぱり一番かかるのはお包みなんですよ。お土産、なんて言うがな。あれ。引き物。これが一番金かかるんですよ。だから公民館では7,000円以上のあれは、料理はお断りだという、私の息子、娘たちの頃はそうでありました。今はわかりませんが、とにかく引き物が、きくやの

お菓子。本当、松竹梅。そして鯛。これを付けたもんだ。そして、ちっと家庭に余裕ある人はイワナの鮭とか、鮭もの。にしん漬けとか、そういうことで過ごさせていただいだけでも、この復活できるんです。これは。型さはめるだけだから。三石屋の今、誠也さんもできるのは、みつやまというのか、言い換えればつまみというの、議会の控室、昨日までありましたけども、このつまみは、誠也さんが修行している頃作ったんですよ。その頃、アンパン、ジャムパン。そういうのも作られました。今は学校給食のほうの米飯給食から、パン給食等に逆になったのか。それで忙しすぎて、昔のもの作らないで、今は玄米パンとコッペパン。あるいは鬼ヶ面。そういうあなの人達が生産、加工をして、そして販売をしているわけですが、道の駅造っても、地元のもの、野菜等もそうですけれども農家。これに、農家はまあ、協議しなくともいいけれども、商売やっているところのお店との協議をやっぱり、したのか・しないのかお聞きしますけども、これをやっぱり、道の駅の反対をされると困るので、どうかこの計画の中には、ここの饅頭あるいはコッペパンを売ってえから、店さ出してけやれやと。私は流通の中では、この289が抜ければ、三条の金物だけは売れるんでなかろうかなというふうに思うんで、ある程度の収益も得なきゃならないから、三条の金物も良いかもしれないけれども、できるだけ、やっぱり地元の、只見、町内からの産品を受け入れるように、受け入れるにはいっぱい出していただけるところにはやっぱり協議をすべきであるが、今日まで協議されたのかどうか。ちょっと、担当課長でもいいが、お聞きしたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（増田栄助君） 道の駅への出品、産品等についてでございますが、加工品についても加工者のほうと協議、意見交換をしながら調査をさせていただいております。で、現在、飲食店や宿泊施設等の方とも意見徴収をさせていただいている最中だということでご理解をいただきたいと思います。調査はさせていただいているということでご理解いただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 3番、鈴木征君。

○3番（鈴木 征君） やめますが、時間だからやめますが、いや、資料はいっぱい持ってきたけども、らちくたねえ話したって。とにかく、町長、この、今年は基本計画策定だというふうに頭の中あるわけですけども、いつになっても構想ばかり言われる時期ではないというふうに思いますが、どうか、この、今日は只見小の6年生が傍聴に来ておられますけど

も、どうか、どうか道の駅に期待をして、期待をして来られたんだと思う。おそらく只見の議会で何やいやんだらうなということ。そうして9人の通告あったの内容見て、一番、答弁は別として、質問の下手な人を狙って、選ばれたのかなと。しかし、期待して来られた生徒さんには大変まとまらない話を質問しましたけれども、現状を私はやっぱり子供にも知ってほしいと。開通、只見線が開通する前に造るんだという意気込みで町長おりますけれども、その意気込みだけで内容は進んでいないというのが現実であろうかなというふうに思いますが、しっかりとやっぱり、取り組んでいただきたいなというふうに思いますが、町長の感想を一言、言って終わります。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） この度、道の駅の関係につきまして、商品の在り方等について、いろんなご異議はございました。ただ、只見町の場合、今でも物は作っていただいております。基本としては、まず農業は米を中心としながら、味噌でも、ラーメンでも、じゅうねんでも、あとは酒でもねっかがあったり、どぶろくがあったり、それから特産なり、ヤマサさんとか、いろんな業者さん、加工業者さん、お菓子屋さんも2社ある中で多くのものがあります。そういった今あるものを育てる分と、それから新たに開発する分ということは組み合わせながらやっていく必要があると思いますので、今そういった生産者の方とか、いろんな方とか、担当課のほうで調査をしています。で、そういったものの品ぞろえと、それから季節に応じた野菜とか、いろんな形の市場を、市的なものも出して、地域の人にも馴染んでいただくような道の駅を想定をしながら、新たな、只見線、それから289号開通に向けて只見町は大きく変わると思います。それに向けた形で取り組んでいきたいという考えでおりますので、皆様方のご協力をよろしくお願いしたいと思っております。

○3番（鈴木 征君） 終わります。

ありがとうございました。

○議長（齋藤邦夫君） これで、3番、鈴木征君の一般質問は終了いたしました。

以上で、一般質問は全部終了いたしました。

昼食のため、暫時、休議いたします。

午後の開会は1時20分にいたします。

お願いします。

休憩 午前 11時53分

再開 午後 1時29分

○議長（齋藤邦夫君） それでは、午前に引き続き会議を開きます。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第70号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第2、議案第70号 只見町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（新國元久君） 資料の配付を許可いただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） はい、許可いたします。

[資料配付]

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） それでは、議案第70号 只見町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例。ご説明を申し上げます。

ただ今、お手元に、右方に議案第70号、そして議案71号資料と記載のあります資料、お配りをさせていただきました。これがあの、本年10月2日の福島県の人事委員会の勧告の概要でございます。まず概要についてのご説明を申し上げますが、ポイントということで大きな白丸で二つ、そして、ポチで二つの記載がございます。まず大きなものの一つ目、平成31年4月の公民較差に基づく給与改定ということでありまして、民間給与との較差、調査でありますけれども0.07パーセントあったそうであります。これを埋めるために初任給を中心に30代半ばまでの職員が在職する号給について給与月額引き上げ。もう一つとしましては特別給。期末・勤勉手当でありますけれども、これも較差があったということから年間0.05月分増ということでありまして、配分については民間の状況を踏まえまして勤勉手当に配分をするということでございます。あとはもう一つの大きな丸で、人事管理の課

題に関する報告がなされております。

詳細な記載が下にあります。少し細かい字で申し訳ありません。まず1番としまして、民間給与との比較であります。福島県の人事委員会、本年4月分として支給された給与、職員の給与と民間給与。企業規模50人以上且つ事業所規模50人以上の県内の851の事業所のうちからの無作為抽出だそうであります。こういった調査をしまして、その結果、職員の給与と民間企業との較差は次のとおりであったということであります。まず月例給。先ほど申し上げましたように職員が36万7,124円。民間は36万7,396円。272円、0.07パーセント、民間のほうが高かったという結果であります。特別給、いわゆるボーナスでありますけれども、職員は4.4。民間は4.46。0.06月分民間が高かったという結果でございました。これに基づきまして、2番の本年の給与等の改定になりますけれども、月例給。給料表であります。初任給を中心に30代半ばまでの職員が在職する号給について引き上げをするということであります。行政職給料表でいいますと平均の改定率は0.09パーセントだそうであります。併せまして住居手当です。支給額を職員公舎の入居料の実態及び国家公務員に対してとられる措置を考慮して改定ということであります。概要としましては上限額を1,000円引き上げるという内容でございます。続きまして、特別給、期末・勤勉手当。年間支給月数を0.05月分、4.4を4.45ということであります。これを勤勉手当に配分して措置するということでございます。本年、もう6月、支給済みでありますので、例年そうでありますけれども、12月で0.05、今年に限り措置をする。来年以降は6月・12月、それぞれ0.025ずつという、アップということになってございます。あと実施時期でありますけれども、給料表等の改定は本年の4月1日に遡及。特別給、いわゆる勤勉手当・期末手当につきましては12月1日に遡及。住居手当については来年からという概要でございます。

この概要に基づきまして、議案第70号でありますけれども、只見町の一般職の任期付職員。このうち第3条1項に規定する職員であります。特定任期付職員と申しまして、高度の専門的知識、経験あるいは優れた識見を有する方です。この方につきまして、期末手当のみの支給となっております。これを100分の165を100分の167.5に改めるという内容でございます。それから6月・12月、同じ月数分の支給であります。これにつきまして、来年からこういうこと、そして、その下に、令和元年12月に支給する期末手当に関しては0.025を12月に寄せまして、今年の12月分は100分の170にしま



すという概要でございます。これに関しましては、例年、議会議員の方の報酬及び期末手当に関する条例あるいは町長等に関する給料の条例。同様の内容で提案をさせていただいておりました。今年につきましては県の決定が議案送付時期にまだなされていなかったということで今回、それが県が決定次第、町も同様に検討し、同様に行うべきというふうに判断した場合には追加議案でお願いを差し上げたいということで検討しておりました。今般、県の方針が固まりまして、県議会12月議会に提案ということでございます。町といたしましても追加議案で、議会議員の方の報酬、期末手当の関係条例、そして町長等の関係条例を追加でお願いする予定でありますのでお含みおきをいただきたいと思っております。

そういった条例改正の内容であります。よろしくお願いいいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第70号 只見町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第71号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第3、議案第71号 職員の給与に関する条例の一部を改正する

条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（新國元久君） 議案第71号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

ご説明を申し上げます。

今回の条例、ただ今、議案第70号でご説明を申し上げました福島県の人事委員会の勧告に基づく内容。そして、各種法令に基づく、法令の改正に基づく改正。そして、あとは県の技術的助言・指導等による改正の内容がございます。

今回の給与条例改正でありますけれども、大きくは先ほどの人事委員会の勧告に基づいての給与。給与表の改定。そして、勤勉手当の改正、住居手当の改正。そのほかに地方公務員法の一部改正によりまして青年被後見人の失職に関する規定。これが削除されました。現在の給与条例に関しましては期末手当に係る部分がございます。そういったことで期末手当に係る部分を削除ということ。併せまして、県からの技術的助言でありますけれども、職員の時間外勤務手当、超勤手当を算出する折に、今現在ですと含まれていない寒冷地手当。この分を算入すべきということでの指導がございました。つきましては、その分についての追加の改正という概要でございます。

上からこう、条例の、改正条例の上からの説明を申し上げます。職員の給与に関する条例の一部を次のように改正するということでありまして、第11条の3第2項第1号イ中1万6,000円を1万7,000円に改めるというような、これは住居手当の上限を1,000円引き上げることになります。このほかに基礎額がありますので、総額で申し上げますと、現在、マックスが2万6,000円のもの2万7,000円になるということになります。国家公務員が同様であります。その下の行であります。第18条中というふうにあります。特殊勤務手当の月額に寒冷地手当の月額を加えるということで、超勤手当の単価、計算をするときに寒冷地手当の月額を加えて計算をするということになります。その下の第21条第1項中であります。いろいろこう、若しくは法第16条第1項に該当してというふうに記載があります。ここでの、一番最後の失職し、を削りということ。そして、若しくは失職を削るということは先ほど申し上げました。地方公務員法の一部改正によりまして期末手当の支給を定めるところから削除ということでございます。その下になります。ずっといきますと、率が出てくるところがございます。100分の92.5を100分の95

に改めるということでありまして、これはあの、勤勉手当でありまして、100分の2.5、いわゆる0.025月分を増やすということでありまして、その後段の100分の45を100分の47.5。これはあの、再任用職員の分でございます。その下の行であります。28条第6項中、若しくはという部分につきましても、この失職の関係の規定の削除でございます。その下、附則第26項中というふうに記載がありますものは、これ現在、今現在、町の職員は該当はおりません。給与表でいいます最高号給を受けるほうの職員について、部分的に率を定めるということでありまして、該当はございません。

その下から別表第1、行政職給料表になります。現在のものがこういうふうになるということでありまして、繰り返しになりますが、30代半ばの職員が該当する部分までの改定となっております。

そういったことで給与表、何ページかありまして、最後のページになりますけれども、今回の施行に関しての附則があります。これは今年に限っては0.025月分の増を12月に合わせて支給しますという部分の附則でございます。

以上、概要申し上げました。よろしくお願いたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第71号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。



◎議案第72号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第4、議案第72号 只見町会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（新國元久君） 資料の配付を許可願います。

○議長（齋藤邦夫君） はい、許可いたします。

〔資料配付〕

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） 議案第72号 只見町会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関する条例。ご説明を申し上げます。

まず本条例の制定。これの背景を申し上げさせていただきたいと思います。国が定めた法律に基づきましてのことですので、国が目的としました趣旨。これについてご説明をまず差し上げたいと思います。全国的なお話でございます。地方公務員の臨時・非常勤職員総数が平成28年4月現在で約64万人ということで増加をしております。また、教育、子育てなど、様々な分野で活躍されていることから、現状において地方行政の重要な担い手となっています。このような中、臨時・非常勤職員の適正な任用、勤務条件を確保することが求められており、今般の地方公務員法・地方自治法の改正を行ったということでございます。その内容でありますけれども、一般職の会計年度任用職員制度を創設して、任用服務期日等の整備を図る。併せまして、特別職・非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件の厳格化。これを行いまして、会計年度任用職員制度への必要な移行を図るということでございます。今まで全国的にそうでありますけれども、特別職・非常勤職員。そして臨時的任用職員の任用に関して、若干、曖昧な中での、国としましては曖昧な中での運用が見られたということが背景にございます。併せまして、会計年度任用職員につきましては、期末手当の支給を、職員でいいます期末手当であります。この支給を可能とするものでございます。新たに制度化をされました、法条制度化をされました会計年度職員には改正法による改正後、法律、地方

公務員法でありますけれども、改正後の各規定が適用されます。こういったことから各地方公共団体、県、特別区、市区町村でございますけれども、これにつきましては臨時、非常勤職員制度運用を抜本的に見直す必要があるということでの国の認識がありました。具体的に申し上げますと、服務に関する規定。これあの、職員でありますと服務の宣誓。法令等及び上司の職務上の命令に従う義務。信用失墜行為の禁止。秘密を守る義務。職務に専念する義務。政治的行為の制限。営利企業への従事の制限。これが適用されるということになります。一部につきましては会計年度任用職員、フルタイムの方とパートタイムの方ができるようになりますけれども、パートタイムの方は一部制限はされません。こういった制限等が職員と同様に適用されます。併せまして懲戒処分等の対象となることを踏まえて公務の運営の適正確保の観点から、これも適切な運用をなさいよということできてございます。また、今回の会計年度任用職員でありますけれども、募集・採用にあたって、地方公務員法の平等取扱いの原則を踏まえまして、年齢や性別に関わりなく均等な機会を与えるという必要もございます。その他、給付に関しましては、これも法に定めます職務給の原則、均衡の原則等々、適切に運用することが求められております。このほかですけれども、勤務時間。そして休暇。健康診断や研修。社会保険や雇用の保健。そのほか人事評価等々についても適切に取り扱う必要があります。こういったことから、今回、国が定めた法律に基づきまして、町といたしましては町が定めるべきもの。国は法律で概要を定めております。町は町の雇用でありますので、そういった町が雇用する会計年度任用職員の方々の様々な給与であるとか定めなければいけません。それが今回の条例制定の趣旨でございます。

続きまして、お配りをさせていただきました資料。右方に議案第72号資料1とあります資料をご覧くださいと思います。今申し上げました国の趣旨。これを背景としまして、若干それをこう、細かく具体的に示したものということになります。表紙に会計年度任用職員制度についてということでの記載があります。総務省・自治行政局・公務員部での作成した資料でございます。

一枚おめくりをいただきますと2ページになります。地方公務員の常勤職員、臨時・非常勤職員及び任期付職員に係る現行制度についてということで、先ほどその、全国各地で様々な任用、若干の差異のある任用が見られたということを上げました。その根拠となっております資料でございます。概ね、真ん中から左が常勤の職員であります。任期の定めのない常勤職員。これは町の普通の一般職であります。あとは再任用職員。あとは任期付職員。

そこから右の分が臨時・非常勤職員ということで、国が各地自体によって若干、差異のある運用等をしているのではないかというふうに思慮しまして対象としたものでございます。そのうちには特別職非常勤職員あるいは一般的非常勤職員、臨時的任用職員がでございます。只見町といたしましてはその①の特別職非常勤職員。そして③の臨時的任用職員。この二つで現在は運用を行っております。今までもそういったことでまいりました。任期につきましては様々記載がでございます。原則1年以内ということになっております。あとは臨時的任用職員は6月以内ということであります。勤務時間はフルタイムまたは短時間。給与につきましては一般の職員は給料と手当を支給ということでありますけれども、現在は常勤の職員には給料と手当。非常勤の方には報酬と費用弁償という形でやっております。そして、その下に現在の状況ということで、これを作成した時点でありますけれども人数等の記載がでございます。一般職の定めのない職員274万人。そして再任用9万8,000人。任期付1万2,000。そして、現在、国が改正をしようとしたものであります。特別職非常勤職員、約22万人。一般職の非常勤職員17万人。臨時的任用26万人ということで多くの方がこういった採用に、雇用になっていたという背景がでございます。

一枚おめくりをいただきますと、そういったことによります地方公務員における臨時・非常勤職員の現状と課題ということで、これも国がまとめたものでありますけれども、現状、概ね申し上げました。特別職と一般職があるよということで左上に記載がでございます。特別職としましては首長、議会議員の皆様方、各種委員等あるいは特別職非常勤職員。これがありまして、こういった人数がいるということであります。一般職としましては臨時的任用と一般職非常勤の任用ということになっているということになっております。下線があるんですけど、特別職の地方公務員は地方公非適用、一般職は適用ということの差異があったということがあります。右側になりますけれども、そういった解説が記載してございます。厳しい地方財政の現状が継続する中、教育、子育てなど増大し多様化する行政需要に対応するため、地方公務員における臨時・非常勤職員数は増加をしてきたということでございます。平成17年45万6,000人であったものが平成28年の調査では64万3,000人いたということであります。内容としましては、事務補助あるいは教員・講師等々幅広い分野で活躍をいただいていたということであります。これまでも、ということであります。平成26年、総務省通知等により助言を行ってまいりましたけれども、地方公共団体によっては制度の主旨に沿わない任用が行われていた。これ、課題の1・2ということで下に記載がありま

す。また、処遇上の課題もある。課題3ということでもあります。課題の一つは、通常の、課題の1とありますけれども、通常の事務職員も特別職で任用をしてきたということ。特別職とは本来、専門性が高い方々等に対しての職の位置づけでありまして、こういった通常の事務は馴染まないということになります。米印であります。特別職には、守秘義務、政治的行為の制限など公共の利益保持に必要な諸制約が課されていないということでもあります。上段でご説明を申し上げましたが、地方公務員法非適用だということでもあります。課題の2としまして、採用方法等が明確に定められていないため、一般職非常勤職員としての任用が進まないということがありました。現在、只見町としましても、一般職非常勤職員はいないということでもあります。課題の3であります。労働者性の高い非常勤職員に期末手当の支給ができないという課題がございました。国家公務員の非常勤職員は一部支給が可能であったというふうに聞いております。民間では同一労働同一賃金に向けた検討が行われており、今回、働き方改革関連法等々によりまして、さらに減額に進むものというふうに思慮しております。

一枚おめくりをいただきたいと思います。これが地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の概要であります。公布は平成29年5月17でありました。一番下に記載あるんですけども、施行期日は平成32年4月1日、令和2年の4月1日ということになっております。来年度の4月から早々に始まるということになります。地方公共団体における行政需要の多様化に対応して、公務の効率的かつ適正な運営を推進するため、地方公務員の臨時非常勤職員について、特別職の任用及び臨時的任用の適性を確保し、これが厳格化ということでもあります。並びに一般職の会計年度任用職員の任用等に関する制度の明確化を図るとともに、会計年度任用職員に対する給付についての規定を整備するということになります。これに基づいての条例提案でございます。地方公務員法の一部改正ということで概要を記載がされております。適正な任用を確保するというので、これも繰り返しになります。多様化する行政需要に対応するため、任用制度の趣旨に添わない運用が見られたということから改正を行ったという記載であります。特別職の任用及び臨時的任用の厳格化ということで、通常の事務職員等であっても特別職として任用され、その結果、一般職であれば課される守秘義務などを含む起立規定が、こういったものが課されないものが存在している。そういったことから法律上、特別職の範囲を制度が本来想定をします専門的な知識、経験等に基づき助言調査を行うものに厳格化をする。臨時的任用は本来、緊急の場合等に選考等の能力実証を行わずに職員を任用する例外的な制度であります。こうした趣旨に沿わない運用が見られ

ることから、その対象を国と同様に常勤職員に欠員を生じた場合と、こういった場合に厳格化をするということであります。一般職の非常勤職員の任用等に関する制度の明確化ということで、上の二つを厳格にする。そして、一般職の非常勤職員の任用等に関する制度。これがやっぱり不明確であるということもあったと思います。そういったことから一般職の非常勤職員である会計年度任用職員に関する規定を設けて明確化をしまして、その採用方法や任期等、定めるということであります。地方自治法の一部改正がその下にあります。会計年度任用職員に対する給付を規定するというものでありまして、これも先ほど申し上げました、地方の非常勤職員については国と異なりまして、労働者性が高いものであっても期末手当が支給できない。こういったことから上記の適正な任用等の確保に伴い、以下の改正を行うということで、会計年度任用職員について期末手当の支給。これが可能となるように給付に関する規定を整備するというものであります。

こういったことから今回の条例をご提案申し上げました。

もう一枚の資料、ご説明を申し上げます。議案第72号、三つ折りになっている資料であります、資料2でございます。これが現時点での会計年度任用職員、フルタイム、そしてパートタイムの勤務条件等の検討状況についてであります。今回検討していくものとしましては、まず、上段にフルタイム。そしてパートタイム。参考としまして臨時的任用というふうに記載がございます。フルタイムにも2種類ございまして、まずはじめの方々。そして引き続き一年以上になったの方々。そしてパートタイムも同様で、まず初年度の方々、引き続き一年以上任用になったの方々等々ということで、後ほどあの、給料、旅費、手当等々で若干差異が出ますのでこういった表になってございます。募集についてはどれも変わりなく一般公募。できる限り広く募集をするということであります。あとは採用については勤務条件を明示をする。任用についても勤務条件の絶対的な明示事項を定めるということで、上段二つでございます。あと一般の職員にはありますけれども、臨時的任用の職員の方々にも条件付採用ということで1月。そしてそれに満たない場合は15日に達するまでということで期間を設ける。あとは任期。これが今回、大きく変わるところでありまして、採用日の属する会計年度の末日までということであります。その範囲は最高で、基本としましては3月31ということになります。そういった期間で任期を定める。そして、更新でありますけれども、その年度の範囲内での更新は可能ということであります。回数についての規定は今現在ございません。その下、再度の任用ということであります。翌年度の任用ということになりますけ



れども、これは可能ということになります。服務としましては先ほど申し上げました。服務の根本基準。服務の宣誓等々から、ずっと争議行為の禁止まで、先ほどご説明を申し上げました。こういった一般の職員と同様の服務規定になるということでもあります。営利企業等への従事の制限につきましては、フルタイムの方々はあります。しかしながら、パートタイムの方々には適用されないということになります。その下であります。分限、懲戒、対象ということ。あと給与につきましては、フルタイムの方々は給料、パートタイムの方々は報酬取り扱い。旅費につきましても支給する。あるいはあの、パートの方々は費用弁償という形で支給をするということになります。以下、手当でありますけれども、超過勤務手当から各種法令等々に基づいて、こういった基準での支給、検討してございます。裏面をご覧くださいと思います。裏面には勤務時間、休日、休暇等についての記載がございまして。まず勤務時間でありまして、1週間あたりの通常の勤務時間。フルタイムの方々は常勤の職員と同じく週38時間45分を定めるということになります。あとはあの、パートタイムの方々は任期の定めのない常勤職員よりも短いということで、いわゆるパートですので短い時間の設定ということになります。その下、休暇であります。年次有給休暇からずっと育児休業等々まで記載があります。こういったことで運用を図っていきたいという現状でございまして。概ね、職員と同等であります。若干、まだ差異があるところがございますが、基本的には労働基準法あるいは人事院規則等々を参考といたしますか、そこを根拠に基づきまして定めていくということになるかと思っております。その下、職務の専念義務の免除。これにつきましても同様ということに、職員と同様ということになります。あと社会保険等ですが、これはあの、今現在のものとそう大きくは変わらない雇用と一般的にはなりますが、一部大きく変わるの、フルタイムの方の2年目以降、地方公民等共済組合、一般職員が入っております共済組合の加入の対象ということになる想定でございまして。あとは年次有給休暇は繰越しが継続勤務であれば可能ということになってございまして。こういった勤務条件等々検討してございまして。

すみません。議案72号 条例本文に戻ります。こういった背景がありまして、町が法律に基づきまして、町が任用する職員に対して定めなければならないものを今回の条例。そして、あるいは今回の条例から規則への委任で定めていくということになります。第1条としましては趣旨が記載されてございまして。この条例は別に定める場合を除き、地方公務員法第24条第5項及び地方公営企業等の労働に関する法律附則等々によりまして、ずっと下にき

ますけれども、会計年度任用職員の給与、勤務条件、その他の勤務条件及び費用弁償に関し必要な事項。そして会計年度技能労務職員の給与の種類、基準、その他事項を定めるということが今回の条例でございます。第2条としましては、会計年度任用職員の給与の定めであります。こういった給与を支給するかということでありまして、給料、通勤手当、超勤手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、特殊勤務手当、期末手当を支給するということでもあります。次に、報酬は月額、日額、時間額とし、給料は月額とする。前段の報酬は、という部分につきましては、パートの方々について報酬等々になりますので、こういった記載。後段の給与は、ということはフルタイムの人は給料ということになりますので月額という記載でございます。これが第2条であります。第3条にきまして、第1号会計年度任用職員の報酬ということで出てきます。第1号会計年度任用職員、パートの職員の方をいいます。これにつきましては、こういった報酬を定めるということで条文の記載をさせていただいております。具体的には通常の月額の合計額に、次のページになりますけれども、1週間あたりの勤務時間を38.75で除して得た額を乗じていただく。つまりあの、1時間単価を出しまして、それに実際の勤務時間。これを掛けまして、報酬とするという記載でございます。そういったパートの方々の報酬についての定めであります。第4条は、いわゆるパートの会計年度任用職員の方々の特殊勤務手当に関する報酬の定めであります。第5条につきましては、パートの方々の報酬の減額についての規定。そして、第6条はパートの方々の超勤手当相当に関する報酬についての定め。第7条はパートの方々の休日給に関する報酬についての定め。第8条につきましてはパートの方々の夜勤手当に相当する報酬についての定め。そして9条はパートの方々の報酬の端数。1円未満の端数の計算についての定めでございます。こういったものを規則で運用するということになります。次のページであります。第10条は1時間あたりの報酬額の算出の定め。11条は宿日直手当に相当する報酬についての定め。そして12条は、その報酬、パートの方々への報酬の支給方法についての定め。規則に運用するということでもあります。13条はパートの方々の通勤手当、いわゆる費用弁償で出す通勤手当についての定めであります。続きまして、第14条はパートの方々の出張。出張等による費用弁償。旅費の支給に関しての定め。第15条からは、今度はフルタイムの会計年度任用職員に関しての定めになります。給与については一般職の常勤職員との均衡、その職務の特殊性等考慮し、任命権者が予算の範囲内で定める給料を支給するということが規則で定められることになります。16条は給料の支給等ということで、その支給に関して、端数計算、減額の計

算等々について規則で定めるということでもあります。17条、会計年度任用職員の期末手当ということでの定めになります。これはあの、フル・パート、関係なく、会計年度任用職員の期末手当については給与条例適用職員の例により支給と。ただし、任期の定めが6月未満のもの、その他規則で定めるものにあつては支給はしないという決まりでございます。その次、18条、休職者の給与。19条、勤務時間。20条は休暇。そして21条は技能労務職員、会計年度の技能労務職員の給与、基準、支給等々について定めるということでもあります。そして、22条としまして、この条例に定めるもののほか、施行に関し必要なことは規則で定めるということになってございます。

これが今回の会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関する条例の概要でございます。

以上、よろしく願いをいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） この会計年度任用職員については、昨日もいろいろ、やりとりありましたが、変なこと聞くようで申し訳ないですが、会計年度職員を採用される雇用主については、この分野は先ほど労働基準法と地方公務員法と二つ、ご紹介がありましたが、監督官庁は人事院ですか。労働基準監督署ですか。

それともう一つ。何故、勤勉手当が出ないのか。というのは、これ、まだ実感がわかないんで、よくわかりませんが、早く言えば同じ職務を、会計年度超えて再雇用できるということで、意図的に空白を空けなければ、そのまま引き継ぐわけであります。尚且つ、勤勉手当の支給というのは、6ヶ月未満については様々ありますが、6ヶ月を超えた分については、一般職と、つまり任期のない職員と同じ条件になるわけですが、何故、この勤勉手当は条件がクリアしていると私は思っておるんですが、何故に一般、任期の定めのない職員は出て、会計年度任用職員について、これ、あった場合ですが、会計年度を繰り返し超えて再任用されると。それも良いということですから、そういった実態を踏まえれば、勤勉手当。これは勤勉手当の趣旨からいっても支給対象というふうに考えざるを得ないわけですが、この2点をお願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） 1点目のまあ、こういったことの指導官庁というお質しだと思いますが、やはりあの、総務省・自治行政局・公務員部でこういった資料等々作っております

ので、総務省であろうというふうに思っております。

そして、もう一つ、何故、勤勉手当が出ないのかということですが、これあの、法の制定の中で、先ほどらいご説明を申し上げました、地方公務員法及び地方自治法の改正の中で、そういった定めがなされなかったということで、条例の作り込みの中ではそういった規定は設けられないということでもあります。不勉強で申し訳ありませんが、国の改正の中で、法改正の中で、何故そこまで踏み込めなかったのかということについては今後勉強したいと思いますが、今回定めるにあたりましては、国の法律改正の中で期末手当の支給については、こうなさいということで決まっておりますけれども、勤勉手当については定めがなかったということでもありますのでご理解をお願いをしたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） 民間労働者については労働基準監督署。公務員については人事院なり、まあ、人事院でしょうな、というところがそうなのでありますが、いろいろの資料を読みますと、その会計年度任用職員について、その労働基準法に制約されるということから、労働基準監督署が関与できるのかなと。あるいは基準監督署ではなくて、人事院が監督するのかな。まあ、普通に考えれば人事院だと思いますが、そこら辺の確認をしたいと思います。

それからあの、勤勉手当について確認したいんですが、あれですかね、地方自治体が条例を定めることによって勤勉手当も支給できるという含みでしょうか。それとも、地方自治体の権限の及ばない法令の中での出来事なんでありませうか。この2点です。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） 会計年度任用職員に関してであります。先ほどご説明を申し上げましたように、いわゆる社会保険等につきまして、協会健保であるとか、厚生年金等々であるので、そういった官庁が関係ないということとはございません。しかしながら、通常の任用等々に関してはそちらではなくて、いわゆるまあ、どこが監督ということになりますと、実際はあの、町が直接雇用してと、あるいは国・県から指導を受けるということになるかと思えます。

もう一つ、勤勉手当につきまして、今回の法律改正の中では期末手当のみを謳っております。これについてもあの、そこまで確認が至っておりませんが、法律で定めがないものということになりますので、現時点では条例での制定は適わないのかなというふうに認識をしてございます。

○議長（齋藤邦夫君） 3回目、1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） 私だって、よくわかりませんし、新しい法令は、みんな同じ、わからないだと思いますので、今後あの、何らかの機会に、そういった説明があればありがたいなと思っております。

あとあの、3回目として質問をいたしますけれども、いずれにしても、今回の場合は、法令、地方公務員法の17条なり、22条と違いまして、繰り返し同じ業務に任用できるということが書いてあるわけです。そうなりますと、その、いわゆる定数条例において、本来、不足をきたしている定数なのに、定数条例を改正しないで、会計年度任用職員を定数の代わりにしてしまうと。これまであの、22条職員なり、17条職員にもありましたけれども、使用者側がその法令を解釈をして、労働者にとって不都合な状況を強いるということはないように、これは厳密に法の趣旨を運用していただきたいということでありまして、それと、反面の話ですが、ということになりますと、これまでの22条関係職員とか、17条職員というのは、ほとんどなくなるという考え方でいいんでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） 今回の会計年度任用職員でありますけれども、常時、勤務をするということになりましても、例えばでありますけれども、定型的、補助的な業務に従事する職員ということになります。そういったことで法の趣旨もあります。勘案しながら運用を進めてまいらなければいけないなというふうに思っております。

○1番（酒井右一君） マイクなしで発言 聴き取り不能

○総務課長（新國元久君） 今回の法律改正の趣旨が、いわゆる非常勤特別職の、あるいはあの、臨時職員の雇用の厳格化ということでありまして、先ほど申し上げましたように臨時職員については定数職員に急きょ、欠員が生じたとか、不測の事態でケガをした。あるいは病気をした等々、あるいはとてつもない災害等が発生しまして、対応しなければいけないとか、そういった場合に厳格化ということでありますので、その辺は法の趣旨を踏まえて運用してまいりたいと考えております。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

10番、山岸国夫君。

○10番（山岸国夫君） 先ほどのですね、よくわかんないんで、説明資料の、72号の資料2の、会計年度職員で、いろいろ、フルタイムとか、一年とか、いろいろあります。これ、

具体的には、現在、今、現在、町で採用している臨時とか、例えばまあ、昨日、一般質問の中で議論になった、診療所の歯科の部分の臨時職員とか、今、実際に、雇用されているというか、働いている人の、どういうところにこれが当てはまるのか。それをちょっと教えていただきたいんですけど。例えばあとはブナセンターの嘱託職員なんかは、これとはまったく別個のものなのかとか、いろいろあると思うんですよね。その辺の絡みがよく、この条例と、実際に今雇用されている職員の扱いが、これと照らした場合、どんなふうになるのか。それをまず1点お願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） 今ほどのお尋ねでありますけれども、具体的な例でおっしゃっていただきましたブナセンターであります。現在は非常勤特別職で報酬を支払いをしております。勤務時間については、現在、37時間30分ということで、そのままということになりますと、パートタイムでの雇用ということ、38時間45分ではありませんのでパートタイムでの雇用ということになろうかと思いますが、しかしながら、制度改正でありますので、今回、37時間30分が良いのか。あるいはフルで良いのか。今後、所管をする課とも相談をしながら、勤務の実態と合わせて決定をしていくということになろうかと思えます。診療所等につきましても同様でありまして、今現在、フルで働いていただいております。こういったところにつきましても現在の勤務実態等々勘案しながら、同等の条件で移行をしていくことが良いのかなというふうに考えておる状況であります。

○議長（齋藤邦夫君） よろしいですか。

10番、山岸国夫君。

○10番（山岸国夫君） 私は二つしか取り上げてないんで、ほかのところはもっと、ないんでしょうか。もう少しこう、今の町の職員で、職員というよりパートや、これに充当するような方。それぞれの部署のところで、私は二つしか例挙げませんでしたけど、もっとあると思うんですね。そういうのはどうなるのかということでは、最初の質問なんです。

それと、ついでに、質問時間、項目なくなっちゃいますので。例えば、1番議員が言ったのは労働基準法なのか。地方公務員法なのか。いろいろあるという部分で、例えば労働基準法だと、3年でしたか、5年以上、継続して雇用している場合は、任期じゃなくて正規の職員で採用するというのが労働基準法改正されていると思うんです。それとの絡みでの法廷的な根拠はどうなってくるか。例えばブナセンターでは5年です。最低。で、5年超

してる方もいらっしゃる。そういうやつの法的根拠の扱いはどんなふうになっていくのか。その辺も含めて教えてください。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） 全てにおいて、今現在、どの方々をフルあるいはパートというところで詳細な決定はしていない段階ということをまずお含みおきをいただきたいと思います。今回、会計年度任用職員制度に該当といいますか、移行していただくというふうに考えておりますのは、町の一般的な事務補助の方々。そして、地域おこし協力隊。ブナセンター。地域おこし協力隊、ブナセンターにつきましては、先ほど申し上げましたように今現在、フルではございませんが、37時間30分ということですので、検討していかなければならないというふうに思っております。あとは診療所の歯科の方々等々ですかね。あとは学校での用務員の方々あるいは支援員の方々。あとは保育の補助。保育所であります。等々があります。あとは細かいところだと、役場の宿直日直、臨時で雇用しておりますけれども、こういった方々はパートの会計年度任用職員に移行するということになります。詳細、今言ったように詰め切れていない部分がありますけれども、そういった方々について、現在の勤務状況を踏まえながら、詳細な決定をしていくということになります。任期付職員の更新等々、再度の任用等々でありますけれども、これあの、規則といいますか、運用の中で定めていくということなろうかと思っております。今現在、県は、はっきりまだ、県は規則を出しておりませんが、おそらく3年ということ再度の任用をしてくるのではないかなと想像しております。近隣町村もちょっと確認をしておりますけれども、3年で運用するか、5年で運用するかということで、基本的なあの、いわゆる再度の任用については定めていくということになろうかと思っております。それを超える場合には、改めてもう一度、任用についての選考を行うということになろうかと思っております。

○議長（齋藤邦夫君） 10番、山岸国夫君。

3回目です。

○10番（山岸国夫君） そうしますと、この条例に基づいて、それぞれに該当するところで条例の改定がまた出てくるというふうになると思うんですが、例えばさっき、例に言ったブナセンターの嘱託職員。これ、時間も決められてますよね。で、給料額も、報酬額も月額で決められていて、そうするとこれには、これに任期付、こっちのほう適用するとなると、平たく言えばボーナスも支給する。それは条例上は嘱託職員の場合、ないわけだから、これに

基づいて、これが4月1日から条例適用ですよ。それまでに、関係する条例全てが、また変更して議会に提案されるというような流れになると思うんですけど、そうならないとそれぞれ適用されないで、これと、今ある条例との関係が矛盾出ると思うんですが、その辺の中身についてはどのように考えているのでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） お質しのとおりでありまして、本条例施行に関しまして、他の条例も一部改正をしなければならないものはございます。現時点で、現行条例制定に関しまして必要な条例改正は、今回の条例改正、後ろのほうにですね、説明が、至らなくて申し訳ありませんでしたけれども、関係条例の整備、職員の給与に関する条例の一部を次のように改正するという事で、条例の削除等々を記載をしております。これで全てではないかもしれませんが、齟齬が発見され次第、そういったものは改正をさせていただきたいと思っております。

併せまして、ブナセンター等々に関しまして、現在、嘱託員の任用規則で定めて勤務をいただいている方々につきましては、4月以降はその規則を廃止をする、あるいは運用をしないで、その部分を運用しないで、会計年度任用職員としての運用ということで進めます。併せましてあの、どの時点でということになりますと、合わせて早い時点が良いとは思いますが、必要の改正、不用部分の削除等を行ってまいりたいと思っておりますが、基本的には本条例の適用をして、ブナセンターあるいは趣旨にありますように、特別職の職員あるいは臨時的任用職員以外は基本的にはこの条例の適用で進めさせていただきたいというふうに考えております。併せましてあの、ご指摘いただいた規則等々の改正は進めさせていただければと考えてございます。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにありませんか。

3番、鈴木征君。

○3番（鈴木 征君） 今回はまあ、国は勿論だけれども、地方公務員法に基づいて、任用職員制度ができると。これは私はあの、結構なことだなと。それは良かったなというふうに思うんですけども、町長は、うちの町長は、特に、やっぱり町職員の中で幹部職員が少ないという認識を持たれているのではなかろうかなというふうに私思うんです。そこで、人事は長の専権事項でありますので、これはどうこう言えないんですけども、私はあの、町長が3年目を迎えて、副町長もつくれないと。今度は提案されるのか、提案されるのかということで、



はあ、3年終わろうとしている。あと一年だ。私の言いたいのは、この、今、総務課長から  
縷々説明ありましたけれども、保育所を先頭にして、半数以上が臨時、パートタイム、委託、  
嘱託。そういった人で、子供は宝ですよ。私達みたいにあの世に近い者は別として、財産と  
して子供を預かっているわけですから、職員としては保育所ばかりでなく、診療所もそうで  
すけども、あなたは就任してから、人事の、職員定数の条例を改正しましたか。一度も改正  
しないじゃないですか。それと、今まで、議会からも、こうしてはおけないということで、  
あなたと目黒町長の事務引き継ぎの前の年であったか、過ぎてからであったか、大変、議会  
から、職員の任用についていろいろ議論されました。正職員と臨時職員では倍半分ですよ。  
それはいい。それはいいけれども、私はあの、即戦力の職員を毎年使って雇用していれば、  
職員の、10番ですか、8番職員から、只見高校の職員を取ってくれというあなはうまくか  
わされましたけれども、そういうふうにかわされたという言葉、私は受け止めております。  
私はその任用を、退職してから3年なり、5年なり、あれすることに対しては吝かでありま  
せんけれども、それはそれとして、副町長をつくらないのは、今までの歴代町長は、県から  
も、あるいは町職員を上げてきたんですよ。その職員が不足をしているのか。適任者がいな  
いのか。あなた、つくらないことによって、明和の議会報告会で、報告会ですよ、一般から、  
何故つくらないんだと。議会が反対しているからつくらないでも、あたかも、私はそういう  
ふうを受け止めました。議員の皆さんはどう思ったか知りませんが、私はそう受けま  
した。やはりね、この只見で予算額からいっても、職員を、町長と課長職の間のコントロー  
ルする課長が外せないということであるのであれば、この再任用もやむを得ないのかもわか  
りませんが、私は下からあげて、衣を着せれば、来たなりの仕事はしますよ。まあ、  
先に申しましたように、人事は専権事項ですから、人事のことは別として、何故、副町長つ  
くらないんですか。まあ、それ1点。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 今回の議案第72号につきましては、地公法それから国家公務員法等  
の改正に伴いまして、臨時それから非常勤職員の身分を変えるといたしますか、給与、手当を  
上げたりして、その法に基づき、会計年度任用職員制度を導入するものでありますので、た  
だ今質問にありました、一般常勤職員のほうについては、この議案としては関係ないと私は  
思いますので、その回答については、ここでは留保させていただきたいと思います。よろし  
いでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 3番議員に申し上げますが、議案に関係ない質問でございますので、これについては差し控えていただきたいと思います。

ほかにございませんか。

4番、目黒道人君。

○4番（目黒道人君） 概ね、改善されるということの主旨だと思いますので、良い、条例ですか、だなと思いますけれども、ちょっとあの、詳しくないので教えてほしいんですが、よくいらっしゃる職員の方で、11ヶ月勤めて1ヶ月休むという方。これは今後なくなるのかどうか、ちょっと教えてください。

そして、概ね、良くなるんではないかと思うんですが、もしかしたら、逆に給料減る職員がもしかしたらあるのかなと思うので、その件に関してちょっと教えてください。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） ただ今お質しの件であります。たしかにあの、今、雇用させていただいております臨時職員の方々、雇用の関係の、地公法第22条の関係がありまして、1ヶ月のお休みということでお願いを、概ね、一年の方はしております、11ヶ月の勤務となつてございました。会計年度任用職員になりましたら、必要な期間ということになりますので、11ヶ月が必要であれば11ヶ月という勤務になろうかと思いますが、1ヶ月、その決まりの中で休むということではなくて、勤務の実態に合った、勤務の需要に合った期間、勤務をいただくということですので、1ヶ月、どこかで休んでいただくというような調整はないというふうに認識をしております。併せまして給与です。これは、できる限り減給、年間総支給額を比べまして、下がらない想定をさせていただくように心がけます。しかしながら、臨時職員の給与表の中での支給の方は概ね、概ねでありますけれども、差支えないのではないかと思っておりますけれども、一部、嘱託員の任用規則の中でのの方々。これは職によりまして、経験あるいは年齢に関係なく一定の報酬月額となつてございます。こういった方々を格付けを今回、給与表の中でさせていただくということになりますと、一定の経験がある、あるいは一定の年齢に達している方については、そういったことはないと思っておりますが、年齢が若い等々の方々につきましては、場合によっては今、議員お質しの可能性。これは否定できないということをご理解をいただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

ありません。

それでは、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第72号 会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関する条例は原案のとおり可決  
するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第73号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第5、議案第73号 只見町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（渡部高博君） それでは、議案第73号 只見町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

まずですね、この条例改正につきましては、国が定めます住民基本台帳法施行令及び印鑑登録証明事務処理要領の改正に伴いまして、只見町印鑑の登録及び証明に関する条例の改正が必要になったものであります。

改正の内容につきましては、様々な社会情勢の変化並びに個人の生き方の多様化に伴いまして、婚姻後も旧氏、一般的には旧姓と言われておりますが、法的には旧氏ということで説明させていただきます。この旧氏を使用しながら活動する女性が増加している中で、様々な

場面で旧氏を使いやすくする。女性活躍推進の場として、氏に変更のあった者について、希望する者に住民票等への旧氏の併記を可能とする住民基本台帳法の施行令が改正されております。これに伴いまして、印鑑登録につきましても、婚姻や離婚、養子縁組などで氏が変わっても、それ以前の旧氏を併記した印鑑登録等の対応を可能とするため、この条例の改正をお願いするものであります。

議案にあります第2条であります。これは文言の整理でありまして、5号につきましても、これは印鑑の登録拒否に関する規定であります。第1号・2号におきましては登録できない印鑑から除かれるもの。つまりですね、印鑑としてそれぞれ、登録できる印鑑としてそれぞれに旧氏を加えるものでありまして、その他につきましてもは条ずれ等の改正であります。中段の第6条であります。これにつきましてもは登録事項でありまして、氏に変更があったものに係る住民票に関して旧氏の記載がなされている場合は、旧氏を印鑑登録表に登録する事項を定めるものであります。下段の11条、違いますね、下から8行目ですね、11条につきましても、印鑑登録証明書に関する事項であります。住民票に旧氏の記載がされている場合は、旧氏を印鑑登録証明書に記載する事項として加えるものでありまして、下段の第5号、次ページの15号につきましてもは文言の整理であります。これ、具体的にはですね、登録できる印鑑につきましてもは、今までどおり一つのみであります。あらかじめ住民票の旧氏併記。これを申請の手続きを行いましても、住民基本台帳に旧氏の併記が記載されればですね、その旧氏で印鑑登録が可能となるものであります。

以上、簡単であります。よろしくお願ひいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番、佐藤孝義君。

○2番（佐藤孝義君） 今、説明受けましたけど、あまり呑み込めないんで。これ、夫婦別性とか、いろいろ、法律変わって、こういうこと、今、世の中で起きています。この前、テレビで言ってたんですけども、運転免許証なんかもそうだという、どっち使ってもいいという話聞いたんですけど、私、ちょっと知識ないものですから、どういう、印鑑証明、こういうこと、変わったのというのは、ほかに関連の法律、相当変わっているところあるんでしょうか。御存じであれば。免許証の場合は私聞いたんですけども、役場関係でも別なやつ、変わったことあるのであれば、教えていただきたいなというふうに思います。

○議長（齋藤邦夫君） 町民生活課長。

○町民生活課長（渡部高博君） 佐藤議員のご質問にお答えさせていただきます。

今ほど、夫婦別性というお話がありましたが、法律上、夫婦別性というような状況ではなくですね、住民票の併記という対応に、国としては住民基本台帳法の施行令を変えて、こういう方向にしたというものであります。それです、先ほども申されました運転免許証につきましても、たぶん、新聞報道等でご存知かと思いますが、12月1日の道交法の改正に伴いまして、免許証のこの同じく旧氏の併記ということで認められておりまして、住民票、あと印鑑証明関係。あとあの、証明で必要になるその免許証も可能になったという認識であります。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ありません。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第73号 只見町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第74号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第6、議案第74号 工事請負契約の変更についてを議題としま

す。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

教育次長。

○教育次長（馬場一義君） 議案第74号 工事請負契約の変更についてをご説明申し上げます。

次のとおり工事請負契約を変更する。1、契約の目的、民具収蔵庫新築工事。2、契約の相手方、福島県南会津郡只見町大字大倉字前沢口146番地、株式会社南会西部建設コーポレーション南会津本社、取締役、南会津本社長、飯塚信。3、変更内容、(1)契約金額、変更前4億4,895万6,000円、変更後4億5,727万円となっております。

工事請負契約の変更の議案でございますけれども、金額にしまして831万4,000円の増額ということでありまして、この内容であります、消費税の税率改定、8パーセントが10パーセントに改定をされたということで、その2パーセント部分の増額831万4,000円の契約変更をお願いしたいと、そういう内容でございます。

よろしくお願いたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番、佐藤孝義君。

○2番（佐藤孝義君） これもちょっと、私わからないんで、ちょっとお聞きしたいんですけど、これ、こういう大きい工事の場合、工期長引きます。たまたまそこで税率が変わったということなんですけど、契約した時点の消費税で、変わるところまで、仕事されてこれた、きたところで区切らないで、その後は10パーセント上がったのならわかるんですけども、そういうシステムなんですか。契約と税のあれは違うと思うんですけど。おそらく、次長でなくて、町民生活課の管轄かもしれないですけども、その税のほうのやつ、というのは、私も、ちょっと仕事、業者に頼みまして、たしかにあの、見積もりとって、消費税上がる前に見積もりとって、工事頼んだわけですけど、つい最近、完成しまして、請求書がきました。それで、消費税、これあの、今になったんだけど、実際、工事はまたがってやってたわけですけども、前の消費税でいいのかって言ったら、前の消費税でいいですよという、これは、こういうことはあれですかね、やっぱ業者の考えでどうにでもなることなんですか。決まりあったらば教えていただきたい。

○議長（齋藤邦夫君） 教育次長。

○教育次長（馬場一義君） 佐藤議員のケースについては、業者さんがどういう判断をされたのか、ちょっとわかりませんが、消費税上の取り決めとしましては、こういった契約行為、平成31年3月末までの契約の場合、8パーセント適用となるわけですが、31年4月1日以降の契約の場合、工事が終了して引き渡しの時点の税率が適用されるということになりますので、すでにあの、消費税改定後の引き渡しが確実にっておりますので、今回については消費税分のアップを今回提案させていただきました。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ありません。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第74号 工事請負契約の変更については原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第75号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第7、議案第75号 財産の貸付についてを議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

観光商工課長。

○観光商工課長（増田栄助君） それでは、議案第75号 財産の貸付についてご説明申し上げます。

次のとおり船舶を無償で貸し付けるということで、船舶の名称、船舶番号、数量については遊覧船・ブルーレイク、235-28284福島、モーターボート・ハヤブサにつきまして、210-46854福島。数量は各1隻ずつであります。貸付の目的としまして、合同会社ねっかの遊覧船事業を行うため貸し付けるものでございます。貸付の期間としましては、令和2年1月1日から令和3年3月31日で、貸付の相手方でございますが、福島県南会津郡只見町大字梁取字沖998番地、合同会社ねっか、代表社員、脇坂斉弘氏でございます。

本件につきましては、本年度、レイクビューの建物と遊覧船、一体として合同会社ねっかに当初、貸し付けることで経営を進めてまいりましたけれども、遊覧船の運航につきましては運輸局の許認可に変更が必要になります。そのため、ちょっと時間が要するというので、今年度につきましては11月末まで、会津ただみ振興公社に運航をいただいております。今回、期間満了しましたので、1月から改めて合同会社ねっかのほうに貸付を行いまして、運輸局等の許認可の手続きに入っていきたいということで、運航に支障のないように新年度、変更していきたいということで、今、貸付を行うものでございますのでよろしくお願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 質疑を行います。

2番、佐藤孝義君。

○2番（佐藤孝義君） この件について、大体、今の説明でわかったんですけど、1月1日からになってましたんで、私、期待してたんですけど、脇坂君のことだから、冬、クルージングでもやるのかなと思って考えてたんですけども、そういうことではないんですね。できれば、そういうことで、それであれば4月1日、貸付だって、べつに支障はないわけで、冬の間、かえって大変じゃないかなと思ったものですから、お聞きしました。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（増田栄助君） 船舶の貸付だけだと、4月1日からでもかまわないんですけども、その前段に、運輸局の許可をねっかとして取っていただく必要がございます。この許認可につきまして、前回その、会津ただみ振興公社へ移った時も、やはり3ヶ月から4ヶ月程度かかるということで、なるべく早く、貸付をして、ねっかの名前で許認可の手続きを早めに行いたいということで、今般、こういったことで貸付をお願いするものでございます。



○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

1 番、酒井右一君。

○1 番（酒井右一君） これあの、来シーズンの遊覧船とモーターボートの運航に関わるもので、棧橋がなければ運航できないと思うんです。棧橋というのは、あれはあの、持ち主は只見の町のものではないですか。正式にお答え願うこととなりますが。それ一つと、棧橋が町のものではないとすれば、おそらく電源開発のものでないかなというふうに想像しますが、そうした場合、ねっかと電源開発、この二者間の貸借契約で良いかと。あるいは甲・乙・丙の三者の約束事があるかどうかお伺いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（増田栄助君） 今のご質問でございます。棧橋につきましては町の所有ではなく、電源開発株式会社の所有でございます。で、お質しのとおり、その使用するにあたり協定を結んでございます。現在につきましても会津ただみ振興公社と電源開発、そこに町も加わりまして、三者での協定を締結をさせていただいて運用をさせていただいておることでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 1 番、酒井右一君。

○1 番（酒井右一君） そうするとあの、三者の協定というのは、更新時期はいつかということと、更新されても従前の内容で更新されるのか。そこら辺の見積もりをお伺いします。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（増田栄助君） 更新時期というのは特に定めてございませんでした。で、現在の協定につきましても平成19年に、その当時の電源開発、電源開発は変わりませんが、電源開発と町と、その当時運航していた有限会社田子倉観光。ここで締結をさせていただいております。その後、地位協定の変更ということで、覚書を締結させていただいて、会社が、前回ですと会津ただみ振興公社に変わりました。今回はねっかに変わりますということで改めて変更をさせていただくということで進めております。

○議長（齋藤邦夫君） 3 回目です。

酒井右一君。

○1 番（酒井右一君） そうしますと、従前の協定は、今回ももう一回、地位協定の変更という約束の取り交わしのみで、内容は変わらない。それから契約更新の時期もないと。ということを確認ですが、よろしいですか。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（増田栄助君） 現在では特に、中身について、ここを変更するというものはありませんので、同様の内容で地位移転をしていきたいと考えますが、毎年、三者、町と電源開発。あと事業者において、年度当初なり、協議を行ったうえで、どういった運航をしていくのかということを行っておりますので、そういった中で必要が生じた場合には、内容変更についても覚書の中で検討していきたいと考えております。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

10番、山岸国夫君。

○10番（山岸国夫君） これ、財産の貸付なんですけど、この財産を貸付ける場合に、町と、ここではねっかとの、これ、協定書なり、締結書なり、契約書というのは結ばないんですか。結ぶとすれば、これからなのか。これからであればしかるべきときに提出していただきたい。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（増田栄助君） 今、議案の中で申し上げさせていただきました。1月1日付をもちまして貸付契約書は結ばせていただきたいと思います。議会へということですが、本議案で議決をいただければ、その契約を了承していただけるということだと思いますので、契約書そのものについては議会への提案はございません。です。

○議長（齋藤邦夫君） よろしいですか。

10番、山岸国夫君。

○10番（山岸国夫君） これで決めて、で、私はその契約書というのは見てない。で、議会報告義務ないとなれば、これ、その契約書も見ないで、これを議決しろということになっちゃうんですね。だから、これ、議決しておいて、後で契約書を結ぶのであれば、結んだ時点の契約書をしかるべきときに議会に出していただきたいということです。今じゃなくて。結んだ後で。で、何もなければ、どういう契約結んでいるのか、一切わからずと。ただ契約だけ、議決だけ求められて、あとはどういう締結しようが、議会のほうはわかりませんと、いうのでは、どうもすっきりしないので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 暫時、休議いたします。

5分間、休議いたしますので、

休憩 午後3時00分

再開 午後3時06分

○議長（齋藤邦夫君） それでは、会議を再開いたします。

観光商工課長。

○観光商工課長（増田栄助君） すみませんでした。今議案につきましては、議会の議決すべき部分で、無償貸付を行うことについて議会の議決をいただくものでございますので、契約につきましては無償で貸し付けるということを町と相手方と結ばせていただく部分でございます。議決が必要な部分につきましては、無償で貸し付ける場合ということで、無償貸付を行う場合には議会の議決をいただくということになってございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（齋藤邦夫君） 10番。

○10番（山岸国夫君） 3問目なんですけど、同じ中身になるんですが、議決そのものは今の答弁で良いと思うんですが、私が言ってるのは、この議決した後に、ねっかと会社と町と契約書結ぶでしょと。結ばないで何もなしで、この前、議決しました。はい、どうぞ、使ってくださいというわけにはいかないでしょと。そしたら、その契約書、契約した時点で、次に議会が開かれる、あるいは議員にその書類を、契約書を配って配付していただきたいと。締結した後に。それはできるんじゃないですか、という質問です。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（増田栄助君） それにつきましては、資料要求等があればということで対応させていただきたいと思っております。

○議長（齋藤邦夫君） よろしいですか。

5番、大塚純一郎君。

○5番（大塚純一郎君） 今回の件はそういうことなのかなと思ったんですけども、これでまあ、今回あの、ブルーレイクとモーターボートを、このねっかさんに貸し付けると。このねっかさんは、このレイクビューの運営を去年からやってるわけですけども、そういう中で、このブルーレイクは振興公社でまだ免許がないからやってたという話ですけども、今回、台風19号で棧橋、浮棧橋が被災して、秋の稼ぎ時の時に、このブルーレイクが運航できなくて、大変だったということで委員会でも報告があったと記憶しているんですけども、これは前の

年も、水位が低かったとか、やっぱりできない状況の時があって、前のその運航、運航とい  
いますか、レイクビューを運営し、そしてこの遊覧船を運航していた田子倉観光さんの時に  
も、こういう事案があって、その時も赤字補てんできるかというような議論もしたというふ  
うに考えてます。今回も浮棧橋の台風の被災によって、赤字補てんができるか・できないか  
というような議論も、したやに記憶しておるんですけども、今、無償貸付で、棧橋は三者協  
定しているということでしたが、そういう中で、今年、想定以上の台風被害というか、水位  
の上昇で、ああいう状況になったわけですよ。あれがまた、その繰り返してるようでは、本  
当にあそこの遊覧船の運航なんていうのはできないわけです。ああいう異常な水位上昇はこ  
れからもあると思いますので、その辺のところは今年の反省、今までの反省でどのように考  
えているのか。そして、そういうのも含めて、やっぱりその三者協定とか、そういう中で、  
それを明確化しておく必要があると思うんですが、その辺をお答えください。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（増田栄助君） 今回、台風19号でまあ、急激な水位の上昇により棧橋が使  
えなくなってしまったということで、その後、対応策について、今後の対応策について、電  
発と協議をさせていただきました。で、係留の方法であったり、あとは、まるっきりその係  
留せずに、ちょっと離して、ロープで張って動かないようにするとか、そういった方法も取  
れるんじゃないかというようなことで、様々、今、協議をさせていただきながら、今回のこ  
とを教訓としまして、今後こういったことで運航ができなくなるということがないように、  
検討をさせていただいているという状況でございますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 大塚純一郎君。

○5番（大塚純一郎君） 検討して一番大事なのは、その責任問題だと思うんですね。今回  
も、やっぱり一番大切なのは、そういうことが起きた。何故起きたのか検証して、そして、  
一番、この持ち物は、棧橋の所有権というのは電発にあると。でも、使うのはねっかさんで  
これから無償貸付されたブルーレイク等々で使うわけですけども、その辺のところの、今回  
も、どうも曖昧だったのは、その責任という部分だと思うんですけども、今検討していると  
おっしゃいましたけども、一番大切なのは、最後に被害が被って損害が発生したときの責任  
問題ですから、その辺のところも含めた、やっぱり我々議会としては確認しなければなら  
ないのは契約の内容なんですよ。だからこれ、無償貸付だから、どうのこうのでなくて、やは  
りその辺のところは、契約をしたら、やはり速やかに議会に提示をして、我々にも確認をさ

せていただきたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（増田栄助君） 契約の内容につきましては、折を見て、それはお示しをしたい、できればと思いますので、そうしたいと思いますが、今回の栈橋につきましては、11日の段階で、通常、日常管理については運航事業者が行うということで、通常ですと、業務終了時点で、水位の変動等を確認して、係留をし直すということで対応しております。今回、11日の段階で、台風予想されますので、係留も、水位等の確認をして係留したんですけれども、その時点で1メートル程度の水位上昇等では問題ないだろうということで判断をしたところでございますが、夜間でもあり、急激な上昇があったということで、なかなか夜間、通行止めにもなっていたということもあり、それをまた台風の中、係留し直すということはちょっと無理があったということでの今回の対応でございましたので、事前に台風等、気象状況が予想される場合においては、また別の係留の方法であったり、そういったものを電発と一緒に対応していきたいというふうに考えてございますのでご理解いただきたいと思ます。

○議長（齋藤邦夫君） 9番、鈴木好行君。

○9番（鈴木好行君） 無償で貸付をするにあたり、やはり我々の判断材料として欲しいのは、今ほど大塚議員のほうからもあったんですけど、結局、事故が起きた時の対応。それから保険。それから自然災害の時の損害。そういったものは、貸し付けている時に町が負うものか。貸し付けた相手方が負うものか。そういった内容を、結局、照査しないと、はい、わかりましたよ。じゃあ、貸し付けていいですよって、貸し付けておいて、例えば事故が起きて、これは町の責任ですよ。町で面倒見てくださいと言われた。その責任の所在ですよ。それをはっきり、例えば今、課長が考えていらっしゃることで何でもいいです。この内容で貸付をしたいんだということをもうちょっと詳しく説明していただけますか。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（増田栄助君） 通常の遊覧船運航に係る事故等につきましては、勿論、保険に入っていて、その保険で対応していただくということでなっております。今回のように、異常気象等、天候による部分につきましては、対応方法、事前に対応できる部分についてはなるべく事前に対応するというので、本当に急激な災害については、今、現状でこうしますということは申し上げられませんが、予報等に基づいて事前対応をしてみたい

いというふうに考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 9番、鈴木好行君。

○9番（鈴木好行君） やはり、どうしてもあの、誰かに悪戯をされたりとか、いろんな場合が想定できると思います。そうした際にですね、事が起きてから、さあ、どっちの責任だというふうなことになると思うので、その辺のところは貸し付ける際に、はっきり相手方と、責任の所在を、こういった場合はどちらで責任を負ってください。こういった場合はこちらでもちますよ。そういった約束事を取り交わして貸し付けてください。そして、またくどうようになりますが、その内容を、こういう内容でお貸ししましたよという内容を我々にお示しいただきたいと思います。いかがですか。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（増田栄助君） そういった、個々、細かい部分については、相手先と協議をさせていただいて、契約書の中に盛り込める部分については盛り込んでいきたいというふうに考えます。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ありません。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第75号 財産の貸付については原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第76号の上程、説明

○議長（齋藤邦夫君） 日程第8、議案第76号 令和元年度只見町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務課長。

続いて、各担当課長が説明をされるようにお願いします。

総務課長。

○総務課長（新國元久君） 議案第76号 令和元年度只見町一般会計補正予算（第6号）についてご説明を申し上げます。

令和元年度只見町の一般会計補正予算（第6号）であります。次に定めるところによるということでもあります。

歳入歳出予算の補正であります。第1条であります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,571万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億7,661万9,000円としたい内容でございます。

第1表が歳入歳出予算補正の表となっております。

第2条といたしまして地方債の補正。地方債の変更は第2表 地方債補正によるということでございます。

一枚おめくりをいただきますと第1表になります。1ページは歳入表になります。今回、国庫支出金、県支出金、財産収入、繰入金、諸収入、町債の補正がございます。これ以外、町税から補正されなかった款・項に係わる額としましては36億2,839万9,000円ということでございます。補正に関しまして、補正のある款。その合計で2,571万7,000円の減だったという表でお見取りをいただきたいと思っております。

一枚おめくりをいただきますと第1表の歳出の表になります。今回、先ほど可決をいただきました人件費関係、各款でございますので、概ねの款で補正がございます。ないのが、5労働費。そして12公債費ですか。ということになります。13款のうち、補正されなかった款・項、5と12ですかね、それに関わる額というのが5億3,065万5,000円ということになってございます。それぞれの款ごとの従前、補正前の額、補正額、補正後の額、記載がありますので、ご覧をいただきたいと思っております。トータルであります。2,571

万7, 000円の減額、歳入と同額であります。

一枚おめくりいただきますと第2表 地方債補正となります。今回、事業実績あるいは進捗に伴いまして、記載の申請変更しております。それに合わせまして、今回、第2表 地方債補正ということをお願いをしております。緊急防災・減災、対策事業債から過疎対策事業債まで、こういった変更をお願いをするものでございます。

5ページから事項別明細書になります。5ページは事項別明細書の総括表、歳入。6ページは事項別明細の歳出の総括の表ということになります。

7ページから細かい表でありますので、ここでご説明を申し上げます。

7ページ、歳入。国庫支出金であります。衛生費の国庫負担金につきましては、そういった負担の増によりまして国庫の負担金が上がったと。221万増額ということであります。国庫支出金のうちの教育費国庫補助金、民俗文化財保存活用整備事業費国庫補助金であります。これにつきましては民具収蔵庫の建設にあたりまして、今回、国庫補助金の増額交付の決定がなされたということで500万の歳入増を見込むというものであります。県支出金になります。養育医療給付費の負担金等々。これも歳出でご説明を申し上げますが、そういった需要が増高しまして歳入が増えたということであります。県補助金の農地利用集積対策事業補助金につきましても、事業執行に伴います歳入でありますので歳出でご説明を差し上げます。8ページであります。15の財産収入であります。まず不動産の売払収入。町有地の売払いであります。これあの、県の県道改良事業、駅前付近の県道改良であります。そこに関してましての町有地の県への売払いの収入。そして、下福井地内で事業者さんが従前の法定外公共物等々について払い下げを受けたいということでのお申し出がありまして、そのことについて払い下げをした代金の歳入でございます。あとは物品売払収入271万4,000円ありますが、除雪車等々、3台等々の売却を行いました。その歳入でございます。17繰入金であります。今回、1億2,400万円の減額を想定をさせていただきました。これ、事業進捗に伴いまして、起債の増額等々と合わせまして基金繰入額の繰り戻しを行ったという内容でございます。諸収入につきましては搜索等の経費。田子倉での搜索の経費。あとは登記の費用申請者の負担金。これあの、先ほど不動産の売払収入で申し上げました民間の方への払い下げの分の登記費用、頂戴をしたという分でございます。ほか、中山間地域の直接支払の返還金。あるいは後期高齢者のインセンティブの交付金等ありますので、これは歳出でご説明を差し上げるようになります。9ページが町債になります。冒頭、第2表 地



方債補正でご覧になりましたとおり、事業の進捗に合わせまして従来の変更申請を行っております。それに合わせましての補正であります。民生債としましては、緊急防災、対策減債の事業債。これが保育所のブロック塀の改修等々に充当しております、事業確定によりましての減額。あとは過疎対策事業債。そういった面での補正でありますのでご覧をいただきたいと思っております。

10ページからが歳出になります。各款に共通してありますのは、ただ今申し上げました条例で可決をいただきました人件費の補正入っておりますのでお含みおきをいただきたいと思っております。

まず議会費であります、人件費、そのとおりであります。需用費、印刷製本費は年度末を見据えての、すみません、議会広報の印刷経費の不用額の減額。そして、委託料は年度末を見込みましての会議録等々の調整委託料、増額が見込まれます。会議時間の増であります。あとは備品購入費。議会動画配信システム。導入完了しまして不用残の減額であります。

続きまして、総務費のうちの一般管理費になります。給料から職員手当、共済手当までは先ほどの条例改正に伴いますもの。併せまして、特別職の給料につきましては副町長想定額、予算化をさせていただいておりましたが、経過分につきましての減額を今回お願いをしております。一般職につきましても年度途中の退職分。不用額の減額を今回、一部を行っております。11ページになりますが、賃金。学生アルバイト賃金。夏休みに只見高校生対象に行いました。今回、不用額の減額ということになります。需用費、水道料。そして集排の使用料につきましては年度末を見越しての不足額の増額をお願いをするものであります。13の委託料。戻りますが、人事給与システムの改修の委託ということで、先ほど会計年度任用職員の条例を可決をいただきました。つきましては、人事給与システム改修の必要がありますので、そのための費用ということでお願いをしております。

続きまして、財政管理費になります。99万2,000円。今回、財務会計システムの改修委託料ということでお願いをしております。これにつきましては地方自治法の施行令が改正をされまして、従来の、今現在ありますけれども、7節、賃金。これがなくなるということになります。つきましては、8節以降の報償費、繰上げということになりますので、そういったシステム改修が必要になるということからの改修の委託料をお願いをするというものでございます。

○地域創生課長（星 一君） 11ページ最下段でございます。6目、企画費。給料から翌ペ

ージの共済費までは給与条例等の改定に伴うものでございます。

○総務課長（新國元久君） 12ページになります。情報システム管理費。今回、備品購入費213万4,000円の減額をお願いをいたしました。当初でパソコン17台の購入についてお願いをしました。購入の結果、今回、不用額の減額ということであります。内容としましてはパソコン17台、想定をしておりましたが、最終的に最小限の配備ということで再調整をした結果、2台の減、15台の導入を行いました。併せまして、入札による差額が出まして、今回213万4,000円減額のお願いをするというものでございます。

○振興センター長（梁取洋一君） 10目、只見振興センター費についてですが、集会施設の残響対策調査委託料として63万3,000円をお願いします。集会施設で講演会等を行った際に、残響音があり聞き取りづらいとの声が挙がっており、また、日によって聞こえたり、聞こえづらかったりするなど、個人差も多く発生していることから、集会室内の残響音に対する周波数特性について調査分析を行い、最適な対応方法を設計していただくための委託料です。

○町民生活課長（渡部高博君） 12ページ下段であります。徴税総務費であります。2節から4節まで、人勤によるもの並びに超過勤務手当につきましては、今後不足が見込まれるために補正をお願いするものであります。

13ページ、戸籍住民基本台帳費であります。これにつきましても人事院勧告によるもの並びに給料につきましては育児休業によります減ということであります。よろしく申し上げます。

○地域創生課長（星 一君） 13ページ、統計調査費、統計調査総務費でございますが、先ほどの給与条例等の改正に伴うものでございます。

○保健福祉課長（馬場博美君） 続きまして、14ページ、民生費でございます。社会福祉総務費につきましては人勤による関係の給与関係の増額となっております。

老人福祉費につきましては、委託料としまして高齢者生活福祉センター運営委託料の増ということになってございます。こちらはあさひヶ丘のデイサービス分となっております。この原因でございますが、介護度の低い利用者が当初見込みよりも多くなった関係から介護報酬が減額見込みとなる関係での不足額を増額させていただきたいというものでございます。

続いて、障がい者福祉費でございますが、役務費の主治医等意見書の手数料につきましては認定調査対象者の増加に伴うものでございます。続いて、扶助費につきましては、在宅酸

素の療法者の電気料金の相当額の給付費ということで、新規対象者3名が増えた関係からの増額ということでお願いしてございます。3名増えた関係で合計で8名というような状況でございます。続いて、償還金については重度心身障がい者医療費の県補助金の返還金ということで、高額介護合算療養費の該当分ということでございます。

続いて、老人保健費については、後期高齢者医療特別会計への繰出金ということで療養給付費の過年度の精算分ということで734万8,000円を計上させていただいております。

続いて、介護保険費につきましては、介護保険事業特別会計と、次ページに続きますが、地域包括支援センターの特別会計の繰出金ということで、職員給与関係、その他、事務費関係等々で必要額を繰出させていただいております。

続いて、15ページの中段になりますが、児童福祉費でございまして、児童福祉総務費については財源内訳の振替となっております。

児童措置費については、児童手当の負担金の返還金があった関係から1万1,000円を増額させていただいております。

続いて、保育所費になります。まず只見保育所については給料から共済費まで、人勤に伴う関係の変更分。それと、育休明けの職員が只見保育所から朝日保育所のほうに異動した関係での減、少し通常よりも大きい多額の減額となっております。続いて、工事請負費についてはフェンスの設置工事实施完了に伴います確定分よっての減額でございます。次ページ、16ページについては備品購入費ということでエアコン設置に伴う、実績に伴う減額でございます。

朝日保育所については、給料から共済費について人勤に伴う関係のものと、職員1名異動してきた関係での増額。あと朝日保育所、産休が1名想定されておる関係での調整ということになってございます。工事請負費については、只見保育所同様、フェンスの設置工事、実績確定に伴う減額でございます。

明和保育所の給料、職員手当関係については人勤に伴うものと、現在、育児休業中の職員がいますので、その分の減額でございます。工事請負費については只見・朝日同様、フェンス設置、実績に伴う減額でございます。

続いて、17ページ、保健衛生費でございまして、保健衛生総務費の給料、職員手当については人勤に伴う関係での増額でございます。扶助費については療育医療費の給付費ということで、給付対象者の増加に伴う増ということで新規3名が増えております。

予防費については償還金ということで母子保健医療対策総合支援事業補助金の返還金ということでございますが、平成30年度、産後ケア事業、妊産婦の健診事業の精算による補助金の返還分となっております。

続いて、環境衛生費については職員手当、共済費。人勸に伴うものでございます。

続いて、保健事業費と保健センター費については財源内訳の組み替えによるものでございます。

○農林建設課長（渡部公三君） 続きまして、18ページから農林水産業費についてご説明申し上げます。2目の農業総務費であります。給与から職員手当、共済費まで、給与改定による補正でございます。

3目の農業振興費でございますが、負担金、補助金、交付金でございます。まず交付金として機構集積協力金199万4,000円お願いしてございますが、これにつきましては現在あの、ほ場整備を計画しております梁取地区の集積事業、今年度、12万4,600平米の集積がありましたので、農地中間管理機構を通じまして歳入を受けました額、同額を地区に交付するものでございます。23の償還金、利子、割引料でございますが、償還金としまして中山間地域等直接支払事業の補助金の返還金としまして、これは大倉地区の農地転用に伴いましての当該部分の返還金をここで措置するものでございます。

○観光商工課長（増田栄助君） 続きまして、5目、交流施設費でございますが、地方債の増額に伴う財源内訳補正になってございます。

○農林建設課長（渡部公三君） 続きまして、9目、国土調査費でございますが、財源の振替となっております。

次、農林総務費、林業総務費でございますが、18ページの最下段から19ページの3目の林道費につきましては、それぞれ給与改定によります手当、共済費等の補正でございます。

○観光商工課長（増田栄助君） 続きまして、7商工費でございます。商工総務費につきましては2給料から4共済費までは、県人事委員会の勧告に伴う給与改定でございます。

観光費につきましては、これも地方債の増額に伴う財源内訳補正となっております。

観光施設費につきましては、河井継之助記念館の駐車場整備完了いたしましたので、実績に伴います減額補正となっております。

○農林建設課長（渡部公三君） 続いて、20ページであります。款の8土木費でございます。目の1、土木総務費でございますが、職員手当、共済費につきましては人勸給与改定に

よる補正でございます。19の負担金でございますが、これは福島県の砂防協会の負担金の額が決定いたしまして、不足額を4万8,000円をお願いするものでございます。

続きまして、2目の道路維持費でございますが、これは財源の振替でございます。

また、4目の道路新設改良費でございますが、これにつきましては給与改定によります手当の補正になってございます。

続いて、ページ最下段、1の河川費につきましては、それから21ページの1目の住宅管理費まで、それぞれ地方債等に振り替える財源の振替でございます。

○町民生活課長（渡部高博君） 21ページ中段になります。消防費、非常備消防費であります。財源による振替並びに給与改定によります補正をお願いしております。

○教育次長（馬場一義君） 21ページが一番下になります。教育費。事務局費であります。人勤に伴う人件費の補正であります。

22ページにまいりまして、奥会津学習センター費ですが、修繕料の不足が見込まれるために20万円増額をお願いでございます。

小学校費の学校管理費、只見小学校体育館改修工事の2,648万3,000円の減額でありますけれども、ここにつきましては県の建設事務所のほうと工法の協議等々、時間を要しまして、当初予定をしていなかった鉄骨の耐火被覆が必要だといったようなことで時間を要しましたことから、実施時期としましては夏休み期間以外はちょっと無理だということで減額をさせていただいて、次年度、改めてお願いをしたいと考えております。

教育振興費のインターネット通信料。それからその下、委託料、統合型支援システム構築業務委託料とありますけれども、新たに福島県の統一の、統一規格の校務支援システムをいったものを導入をしたいということで、このための通信費用と委託料となっております。それから備品購入費であります。教材備品383万円ということで、これはデジタル教科書の導入をしたいというものであります。ちなみに紙の教科書分につきましては当初に予算計上しておりまして、この度、デジタル教科書の選定作業が終わったということで今般補正をさせていただきたいと思っております。

23ページにまいりまして、教育費の社会教育費につきましてはいずれも財源の振替でございます。

保健体育費の保健体育総務費。町スポーツ少年団の育成補助金。県大会等への出場が前年よりも増えておりまして、今後の不足が見込まれるための増額をお願いでございます。

給食センター費。こちらは修繕料の不足が見込まれるための30万円の増額をお願いでございます。

○農林建設課長（渡部公三君） 続きます、24ページ、災害復旧費でございます。2目の林道現年災害復旧費でございますが、委託料として測量設計委託料をお願いしてございます。これにつきましては、10月会議での補正で災害復旧費の測量設計をお願いしたところでございますが、今般、黒谷林道の被災の延長が当初見込みよりも規模が大きかったということもありまして、測量設計費が増えるという見通しでございますので、それをもって、これをもちまして、測量設計にあたりたいと。その後に災害復旧の査定を受けまして、順次、復旧を進めていきたいという内容のものでございます。

○総務課長（新國元久君） 24ページ中段の款の13予備費であります。今回の一般会計の6号補正でありますけれども、107万5,000円、予備費の増額をもって調整をさせていただきます。

25ページが特別職の給与費明細。そして、26ページが一般職の給与費明細になっておりますのでご覧をいただきたいと思っております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 一般会計補正予算の説明は終わりました。

◇◇◇◇◇      ◇◇◇◇◇      ◇◇◇◇◇

#### ◎延会の宣告

○議長（齋藤邦夫君） ここでお諮りをいたします。

本日の会議はこれで延会したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

したがって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

本日はこれで延会します。

どうもご苦労様でした。

（午後3時42分）